

# 島根県八束郡宍道町、大坪三家の系譜と人物略歴（二）

——宍道町神社研究のための基礎的資料として——

服部 旦あきけ

## 目次

はじめに（文書⑯解説）

一 後大坪家家系図の批判

二 大坪家と平氏

三 後大坪家家系図の紹介

(一)『中興神主内記正久御影』(文書⑮)

(二)『大坪家系譜』(文書①)所載家系図前半部

(三)『大坪家系譜』(文書①)所載家系図後半部

四 後大坪家家系図の人物と諸文書中の人物との対応関係、および人物略歴

[1] 大坪道禪	[7] 6代 内記正久	[13]	[12] 章久
[2] 大坪甚兵衛一之	[8] 7代 主殿幸久	[14]	[13] 高津
[3] 初代 外記大夫	[9] 8代 内記寿久	[15]	[14] 為千代
[4] 2代 筑後守次久	[10] 9代 風残寿翁	[16]	[15] 純
[5] 3代 丹後守久吉	[11] 10代 三保邦久		
[6] 4代 大和守重久	[12] 11代 中書定久		
5代 中務次久			

## はじめに

本稿は『山陰史談』28号(山陰歴史研究会編・発行、平成10年1月、島根県平田市。以下、前稿①とする)の続篇である。前稿①に述べた

ことは再述しないよう努める。また、本論文に用いる文書等の解説およびその略号は前稿①に記したので参照頂きたい。なお、今回前稿①の執筆段階では知らなかつた文書⑯を大坪八重子・秀敏両氏のご探索によつて拝見することができたため、史料として加える。組版の

都合上文書⑯の系図を巻頭に掲載し、「はじめに」において文書⑯⑯の解説を行なう。第1章と第3章において文書⑯『中興神主内記正久御影』および文書①『大坪家系譜』(この大坪家は後大坪家。オヌロサチナ前稿①参照)の批判と紹介を行なう。第4章において各人物の他の諸文書との対応関係、および、人物の略歴を並行しつつ考察する。但し、略歴の史料は乏しいため、対応関係の検討で明らかとなる事柄が多くは相当することになる。そして、本稿に統けて、『古代文化研究』6号に

前大坪家・中津大坪家の研究を発表する。

諸文書の引用に際しては、(一)引用文の番号として冒頭にゴシック体の算用数字を打つ。(二)同じ箇所を後に引用する際には、そのゴシック体数字番号を指示し、重複引用を避ける。(三)引用文中に、目下の研究において取り上げる人物名の右横に裏野線を引く。(四)その引用文中に、後の研究で取り上げる人物が前もつて出ている場合には、その人物名をゴシック体とし、引用文のゴシック体数字番号と共に、後の研究に際しての検索の便とする。

『中興神主内記正久御影』



『中興神主内記正久御影』（文書⑯）所載系図

佐為前神主石原淡路守真靈

筑後守 次久

神童

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

豊  
三才イ

美  
後妻子

子

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

子

政  
四歳

衛

園  
九歳

惠

伊  
三才イ

熊  
右三人

先妻子

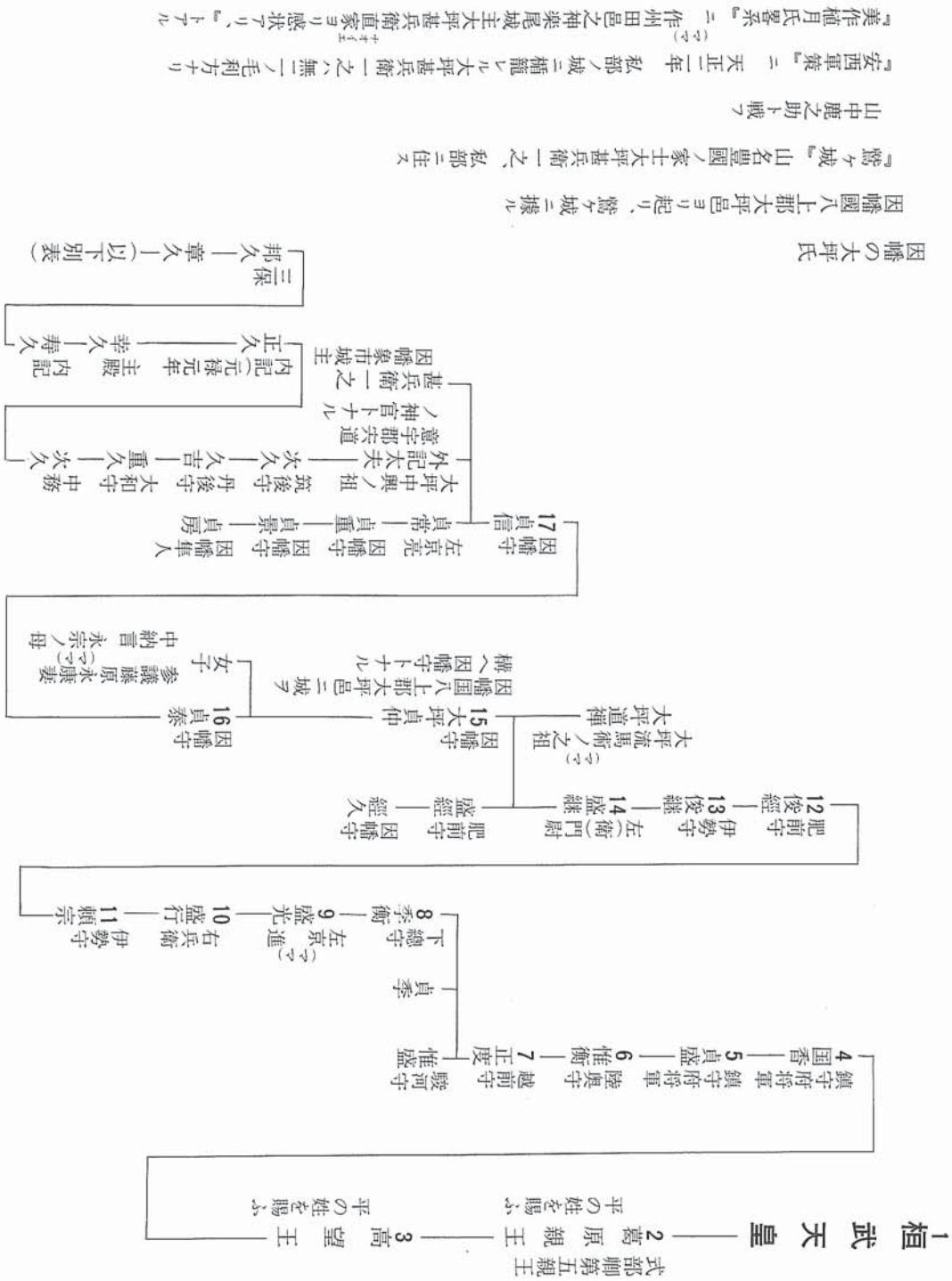
子

政  
四歳

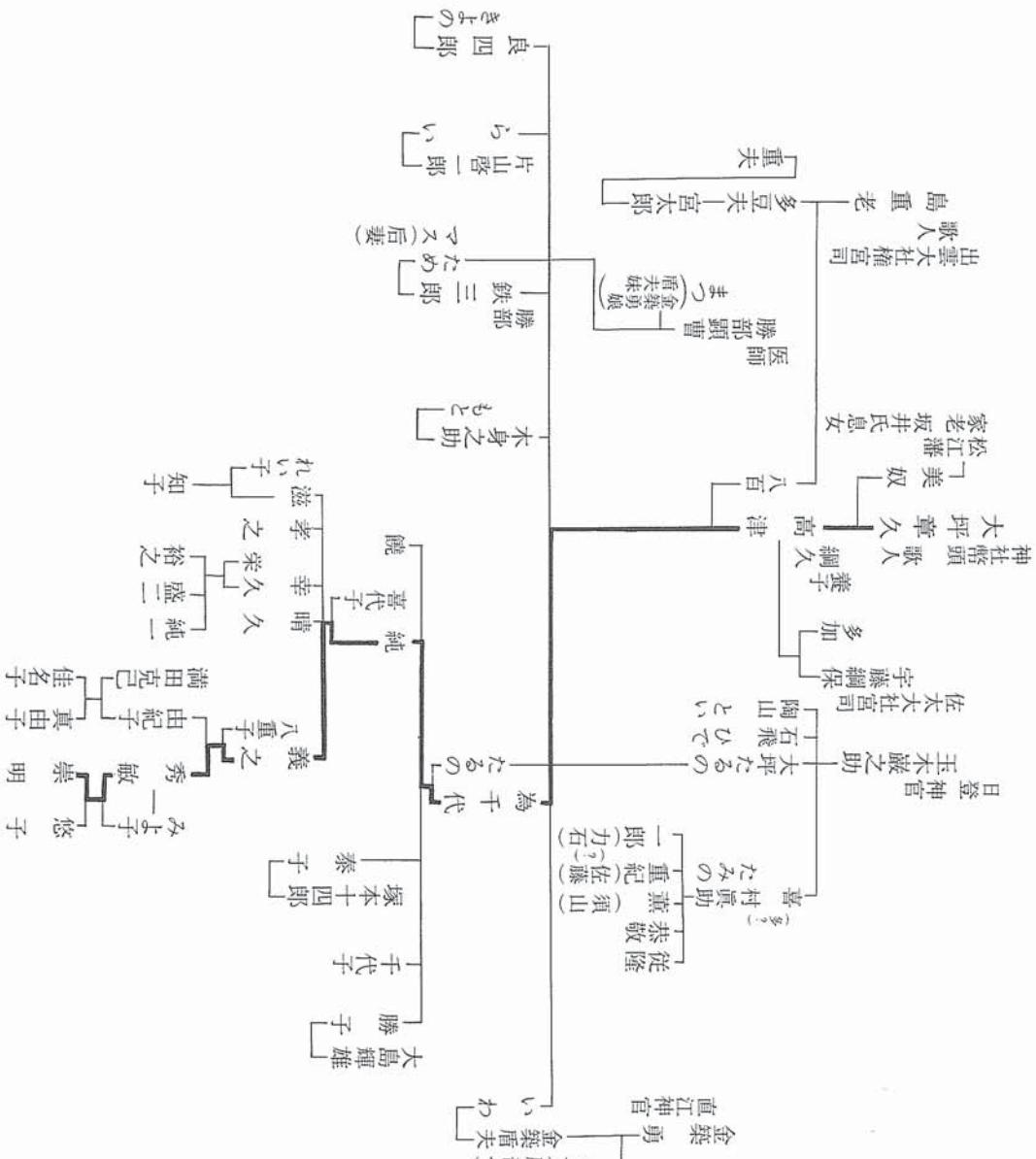
衛

園  
九歳

惠



「大坪家系譜」(文書①)所載家系図前半部



故三現在ノ大坪ハ宇藤及島ノ血統ヲ引繼ズモナリ、  
謂津々ノ妻ノ百八十ニ雪ノ有林吉言・長喜元・江才一。

出雲、佐太大臣司 宇藤綱保ノ患子 高津ア義子ニ迎ア

（三）清潔、衛生、干燥、通風良好、無害於人及動物之場所。

大坪家ハ大坪章久ニ実子無カリシ為メ血統絶ユ

『大坪家系譜』(文書①)所載家系図後半部

『大坪家系譜』（文書①）所載家系図後半部続き

島家系譜（物部の後胤）

天哲卑命 三代ノ孫 檻瓊命<sup>クシタマ</sup>

コノ間四十二代ヲ經ル

千家政孝

弟分家ス  
孝俊  
島姓ヲ興ス

コノ間二十五代略ス（別表詳細）

二十六代  
重老

重養  
梅子（川島へ嫁）  
八百（大坪へ嫁）  
寿計子（多豆夫妻）

重養 多豆夫 宮太郎 重夫

宇藤家系譜（大伴の後胤）

天之攝大来目命 二十四代目 正六位ヲ授ケラル 明治維新ノ際 従五位トナル

百八代  
宇藤綱保

綱久高津（大坪ノ養子トナル）

正確ナ系譜ハ數十年前祈禱場倒レシトキ紛失シ詳細不明 但シ八束郡秋鹿町ノ

奥原氏著ノ八束郡史ニ宇藤家ノコト書カレアル由

旧姓ヲ大来目ト称シタルガ古江村ニ住ンデカラ宇藤ト改姓セシ由ナリ

## \* 文書 ⑯ 解説

### 文書⑯ 『中興神主内記正久御影』（服部仮称）解説

大坪八重子氏蔵。縦54.8cm・横23.1cmの紙に墨書き（肖像には簡単な彩色を施す）し、軸装している。2ペ写真参照。

中央上段に後大坪家の遠祖（前大坪家・中津大坪家の遠祖でもある）初代（以下の研究に私が記す神主の代数は、文書⑯の原本には記されていない。後大坪家に伝わる「伝九代」と記す「風残寿翁」の御影軸と、文書⑯の神主の代数とが一致することを根拠にして、私が本研究に当たり記入したものである）「前神主大坪外記太夫真靈」と書き、その下に続けて6代「社職中興神主内記正久真靈」と書き、その文字の下方に風折鳥帽子に狩衣姿で脇差を差し、朱色の笏を持って胡坐する6代内記正久の像（御影）を描く。

上段「外記太夫」の左右には、右側に後大坪家が勤める以前の佐為神社神職である「佐為前神主石原淡路守真靈」と書き、左側に後大坪家が勤める以前の伊甚神社神職である「伊志見前神主持田美濃守真靈」と書く。

さらに、「外記太夫」から始まる墨線で、2代筑後守次久から8代内記寿久までを結ぶ。その他、8代寿久以後の当主とその妻子名を追記している。

作成時期と作成者について、私は次の(一)～(三)の可能性を考える。即ち、(一)追記以前の部分は、6代正久の没した「元録」元(1688)年8月7日(『御影』に記入している)以後(間もなくの頃)、7代主殿幸久による。もしくは、(二)追記以前の部分は、8代内記寿久(元禄7(1694)年3月朔日の裁許状がある)の没後(没年不明)、9代神主を継いだ風残寿翁による。さらには、(三)7代幸久が中央の初代外記太夫と左右の石原淡路守・持田美濃守および中央の6代正久とその御影を作成(没)後、9代を継いだ風残寿翁が2代～5代の当主名と7・8代の当主名を追

記した。

筆跡で判断することに困難を感じるが、私には初代から8代までが同筆のように感じられるので、(二)の可能性が大きいと目下は考えている。

また、8代寿久の後に、別筆による2種の加筆で9代風残寿翁から11代中書定久までの当主名を記す。そのほか、当主の妻・先妻および夭折した子供達の名も記す。それらのうち、加根と伊奴は9代風残寿翁の先妻と後妻、下段左端の津奈と民は10代和泉守三保邦久の先妻と後妻である。しかし、「前神女春弁」とその左の「美弥」が誰の妻か断定し難い（6代正久か、8代寿久までの妻であろうか）。従って、この春弁・美弥2人の記入時期は目下は判らない。下段右端の4人の神童のうちの前の3人は10代邦久の先妻津奈の子、後の1人は邦久の後妻民の子と解される。

2種の別筆を①②とすると、別筆①は9代風残寿翁（その上の「嫡子」、「二男」も同じ）から10代邦久までの当主およびその妻子達の名（但し、風残寿翁の妻の「加根」・「伊奴」が別筆①か否か私には断定し難い）。別筆①を記した人物は、11代中書定久（文化5(1808)年9月11日の裁許状がある）ではないかと推測する。「外記太夫」の左の注記「本名式部」も①と似ている。次に、別筆②は11代「中書定久」。別筆②を記した人物は、その子の12代章久（文書①系図後半部冒頭。天保15(1844)年8月21日の裁許状がある）と推測する。

御影の紙と表装とは同一時期のものではなく、現在の表装は新たに近現代になされたものの如く思われる。略号『正久御影』。

## 文書⑯ 「後大坪家裁許状」（服部仮称）

大坪八重子氏蔵。慶安5(1652)年6代大坪正久より慶応3(1867)年13代大坪高津（裁許状の名（字？）は綱臣・綱之）までの原本18通。前大坪家の裁許状を初めとする神社関係文書は大坪併治氏によれ

ば、現在同家に伝わっていない、との由である。同一神職家の裁許状は、時代順に網羅的に列挙引用することで史料価値が一層出るものであるから、文書⑯は同文以外は省略せずに總て掲載する。略号『裁許状』。

### 一 後大坪家家系図の批判

後大坪家には現在2種の家系図があり、一つは後大坪の大坪純氏（『正久御影』の外記大夫から数えて15代目当主）が作成（作成年不明。会社員を定年退職し時間の持た晩年の作成である。純氏は明治25（1892）年10月16日生・昭和50（75）年10月29日没、満83才）した、文書①『大坪家系譜』に収録されているものである。この系図は文書①を作成する際に純氏が作成したものである。もう一つは、文書⑯の系図である。

文書①の系図は二つの部分に分けて記されており、前半部は1ウヽ2オに、後半部は7ウヽ8オに掲載されている。

前半部は桓武天皇から幕末・明治初年の12代章久まで、後半部は章久から17代現当主秀敏氏とその長男崇明氏までである。前半部は、主に直系当主を辿る。後半部は、純氏の父14代為千代以降からは、当主およびその兄弟姉妹を記し、直系は為千代を含めて5世代の家族名を記し、非直系は為千代と同世代を含めて2世代ないし3世代の家族および親族名を記す、詳細なものである。

この文書①家系図の信憑性については、次のように考える。即ち、後半部は純氏自身の実際の知見によって作成したものであって、その詳細さから見て、作成に当たっては各家に問合せなども行なつたものと見られるから、大部分は信頼できると思う。但し、直系の家族以外は、網羅的でない箇所もある可能性がある。純氏が作成せられたのは17代秀敏氏の世代までで、秀敏氏の夫人と子供達、秀敏氏の妹由紀子氏の夫と子供達の名は別筆である。別筆は16代義之氏の手跡と推測される。

前半部については、此度探索し得た文書⑯『正久御影』の系図と比較すると、「中興ノ祖」外記大夫より10代邦久までは文書⑯に拠つていてらしいことが判明した。

文書⑯の系図の信憑性については、文書⑯を初めとする諸文書と対照させると、4代重久以降の実在が裏付けられるから、少なくとも4代以降については信頼できる。但し、外記大夫については、文書①が大坪甚兵衛の兄とするのに対し、文書⑯は同一人物とするという相違がある。

文書①系図の前半部のうち、外記大夫以前の拠った資料は、現在のところ完全には判らない。しかし、後大坪家に文書⑯の如き文書が別にあって、それに基いたというものではなく、後述の如く大部分は出版された系図類を参考にしているものと思われる。即ち、後大坪家は平家の後裔であるという伝えがある（10ペ）が、前半部の左上隅に出版された系図の切り抜きを添紙している。その内容は、桓武天皇から始まる桓武平氏一門の家系である。そして、この添紙の裏は、桓武平氏の東北地方の主要土着地の地図である。この添紙は、平家に関する出版物（歴史月刊誌あたりか）の切抜きであることが判り、以下の検討と合わせて、桓武天皇から外記大夫以前の間は系図や歴史関係の出版物を参考にして、純氏が加上したものと考えられる。

前半部は、桓武平氏の系図と一致する点もあるが、一致しない点、矛盾する点も各所に見られる。即ち、桓武天皇から数えて16代目因幡守経久までは『尊卑分脈』もしくは『尊卑分脈脱漏』の「桓武平氏」に拠ったかのよう（6、惟衡と8季衡の長兄惟盛の「惟」の字、および9盛光の官職名「左京進」は『脱漏』と合致する）ではあるが、11頼宗の次にあるべき兵庫頭頼俊がない。それに、文書①系図の15大坪貞仲は、『分脈』・『脱漏』にはない。

一方、文書①15大坪貞仲の「貞仲」と同名の人物が『分脈』・『脱漏』に見えるものの、それは文書①において15大坪貞仲の兄として記した肥前守盛経の弟貞繼（『分脈』・『脱漏』）に見えるが、文書①には記さない。

い）から数えて5代目の「貞勝因幡守改勝仲」（分脈）・「貞勝改仲因幡

守右京亮」（『脱漏』）の「貞仲」であるから、文書①15大坪貞仲の「貞仲」とは世代が合わない。それでいて、文書①16「因幡守貞泰」とその妹「女子参議藤原永康妻中納言永宗ノ母」の記載は、『分脈』・『脱漏』の右の「貞勝（仲）」から数えて3代目のそれと同じであるから、一層不審である。

また、前半部の16因幡守貞泰の子17因幡守貞信は、「分脈」・「脱漏」では因幡守貞倍とある。そして両系図では貞倍で終るのに対し、文書①では17貞信（因幡守）—貞常（左京亮）—貞重（因幡守）—貞景（因幡守）—貞房（因幡隼人）と続いている。これについては、『寛永諸家系図伝』（日光叢書）・『系図纂要』（名著出版）の桓武平氏伊勢流の「伊勢氏」の系図と一致するところがある。即ち、『系図伝』と『纂要』の左のゴシック体の箇所が文書①と一致する。

貞仲（左京亮<sub>（系図伝）</sub>因幡守）—貞誠（左衛門尉<sub>（系図伝）</sub>因幡守）—貞泰（左京亮因幡守）—貞倍（左京亮因幡守<sub>（系図伝）</sub>）—貞信（左京亮因幡守<sub>（系図伝）</sub>）—貞常（因幡守）—貞重（因幡守）

い記述はない。

結局、前半部については、後大坪家に残っていた家系図が『正久御影』だけで、その初代外記大夫以前を記していないため、外記大夫の親として17因幡守貞信を置き、伊勢氏の系図と接合したものと推察される。伊勢氏に繋いだ理由は、(一)純氏が『姓氏家系大辞典』に従つて大坪氏の本貫を因幡国と考え、伊勢氏に因幡守の官職名が多いこと。特に、(二)伊勢氏が鞍作りを家職とし、大坪氏と同姓である鞍作りの大坪道禅を祖としたり、その弟子であるとする家伝があつたこと、にあらうのではないかと考えられる。

『新訂寛政重修諸家譜』平氏季衡流伊勢氏の貞弘の注にも、

寛永第二の伊勢譜に、左衛門佐貞弘を突出し、其子を上総介貞光とし、大坪入道が子孫なりとするせり。（中略、服部）寛永の譜もまた其先大坪入道よりいづといふもの、いまだ考ふべからず

（後略、服部）（第八二七）

とあり、また、同書277頁から始まる伊勢氏の冒頭にも、

寛永系図にいはく、大坪入道が子孫なり。今の呈譜に、貞弘はその先貞盛よりいづ、（後略、服部）

とある。

文書①系図が15の箇所で伊勢氏の因幡守貞仲に大坪氏を冠して「大坪、貞仲」とし、その上に実線を伸ばして「大坪流馬術ノ之祖大坪道禅」を置いたのは、伊勢氏が道禅に係わりがあるとする記事を純氏が知つていたためであろう。

以上により、文書①系図前半部の外記大夫以前については、純氏が、後大坪家に自家が平氏の流れをくむという家伝があつたことと、大坪という同姓によって、外記大夫を桓武平氏で大坪道禅ともゆかりありとする伊勢氏の家系図に接合したものであって、ほとんど信憑性はないものと考えられる。

次に、純氏は外記大夫を「因幡國八上郡大坪邑より起つた」という大坪氏の子孫とし、その弟を大坪甚兵衛とする。大坪甚兵衛について

は、『陰徳記』ほか諸書に見える。純氏は、系図前半部の左隅に、「因幡の大坪氏」という注記を記し、『因幡志』・『安西年策』・『美作植月氏略系』を引いている。しかし、その内容は『姓氏家系大辞典』の「大坪 1 因幡の大坪氏」の項に拠つたものと認められる。後大坪家にその中興始祖を外記大夫とする伝えが何らかの形で（例えば文書⑯）存在し、そこから同姓の大坪甚兵衛と同一人物としたり（文書⑯外記大夫の「別筆①？」注記（後人の加筆のように見える））、その兄とする（純氏）記載が生じたのであるまい。

従つて、文書⑯と共に外記大夫より以下を主として本論文の研究対象として取り上げることにする。しかし、管見に入った宍道町の諸文書中に外記大夫とその“弟”甚兵衛一之について、より具体的に記した記事はなく、結局、4代重久以降のみが宍道町の諸文書と対応できる。外記大夫以前では、純氏が大坪道禪・大坪外記大夫・大坪甚兵衛について略伝を特記しているため、これらの略伝を取り上げることにする。しかし、それは純氏が諸書を参考に、氏の考え方や想像を混じえて記したものと見られるため、参考程度引用するに止める。

なお、信憑性が十分高い労作の系図後半部については、神職の大坪家の研究という目的の上から主として直系の家族についてのみを紹介することにする。但し、当主の兄弟姉妹については、これを省略すると将来の研究に支障が生ずる可能性があると考えるので、当主の世代に限りこれを紹介する。また、旧稿B所載『宍道氏家系図』によると、かつて（明治以前）の神職の家の縁組みが神職・医師・検校の家の間で盛んに行なわれたことが判り興味深いが、同じ傾向がこの後半部にも認められるため、今後の地域史の資料として、それらの姻戚関係も掲載することにする。

注(1) 『寛永諸家系図伝』（続群書類從完成会）平氏伊勢流伊勢氏の貞繼の注に、

大坪道禪（慶秀）は鎌倉の人なり。能馬の鞍をつくる。人呼て良工と

称す。此とき貞繼、道禪より妙工をつたへ、又能鞍をつくる。（第七、4ペ）

貞長の注に、

仰を蒙り鞍の工法を祖父貞信よりつたふ。これより貞長鞍作工の正派となる。（同）

また、貞弘から始まる別の伊勢氏系図冒頭に、

大坪入道（道禪、諱慶秀）が子孫なり。（同10ペ）

とある。『古今要覽稿』巻146器財部「鞍三」の項には、伊勢氏の家職の鞍作りと大坪道禪に係わる数多くの伝説を伊勢家ほかの諸記録から引用紹介している。

## 二 大坪家と平氏

『系譜』前半部によると、大坪純氏は大坪家を桓武平氏の後裔としている。右の考察により、外記大夫以前はほとんど信憑性のないことが判るが、しかし、この平氏の後裔とする伝えは『系譜』作成時の純氏の個人的造作ではない。即ち、後に引用する棟札銘や『裁許状』において（後・前）大坪家は古くから「平」を名乗っている。最も古い正保4（1647）年の棟札（写し）において「平朝臣」、最も古い慶安5（1652）年裁許状において「平」を名乗っているから、これは後大坪家代々の伝えと見なされる。

純氏によると、平氏の末流であることを前提に見れば後大坪家の家紋「剣花菱」にもそのような背景が考えられるという。即ち、『系譜』中の「大坪家の家紋」（10ウ～11ウ）によると、

1 花菱は古き織文有識模様にあり。奈良東大寺に螺鈿にてこの模様あれば、最も古き紋なり。甲斐源氏、武田の庶流これを紋章とす。剣花菱は一説に藤原氏閑院家流の松皮花菱紋の略紋なりといふ、武家にてこの紋を用ひたるものあり、我家は平家なるも武家なるがゆゑにやあらん。花菱とは唐花菱の略なり。唐花とは仮想的な異様の蔓草の名を命じたると同様に異国の花にこの名を命

じたるものなり。出雲大社にて亀甲の内に剣花菱を用ゐ居れり。

元来出雲大社に亀甲を神紋としこの剣花菱は亀甲の内部を充たしたものなり。わが大坪家が家紋とせるは、出雲大社の紋章を穴道水川神社の紋章に用ゐ、剣花菱のみをわが家の紋章とせるものなり、わが家にある神社用文箱にも亀甲・剣花菱がつけあるを知るべし。（傍点は服部）

とある。

しかし、出雲大社の神紋は二重亀甲に有文字、国造家の紋は二重亀甲に剣花菱（千家尊統『出雲大社』〈学生社〉<sup>209</sup>～<sup>211</sup>）であるから、純氏の誤解か、訛伝であろう。

確かに、純氏の幼少の頃には大坪家の用度品に剣花菱が附されており、『系譜』中の後掲〔16〕<sup>81</sup>「わが幼年の頃の大坪家」（15ウ～17ウ）の元旦の食膳の描写に「金色の家紋、剣花菱のついた三つ組の朱盃」（16ウ）、「雑煮を入れた剣花菱の家紋つきの黒ぬり碗」（同）、「この黒塗りの碗はみな剣花菱の家紋が金色にかゝやいてゐて」（17オ）とある。これによると、後大坪家が少なくとも（幕末から）明治後期に剣花菱を用いていたことは確実である。但し、この紋所が古くまで遡るか否かは問題がありそうである。即ち、2ペ写真『正久御影』によれば、正久の座す薄縁の縁は剣花菱ではなく武田家と同じ割菱だからである。『正久御影』が描かれたのは、元禄元（1688）年8月7日以後、なかんずく元禄7（1694）年前後かそれを下る頃（8代寿久の没後。寿久の没年は不明のため正確な時期は言えない）、少なくとも江戸時代前期頃には剣花菱ではなかった可能性がある。

剣花菱は純氏の意見を参考にすると、祇園社（後の水川神社）を出雲大社と係わらせ権威化する意図によって採用されたのではあるまい。あるいは、13代高津の妻が出雲大社の上官島家から嫁した（正確な年月を記した記録は未見だが、幕末である）ことと関係するであらうか。ともかく、純氏はこの家紋によつても後大坪家が平氏の末流であることを教えられ、氏に誇りも生まれたようである。即ち、氏は平氏の

子孫であつても将門の流であると見られることを嫌い、「大坪家の祖先は平高望であるが、高望の長男の国香の系統であつて、逆賊平将門は高望の次男平良将の子であるから、大坪家の直接の系統ではない。」

（文書①2オ追記附箋「メモ用紙」と断つていて。

第1章で述べた如く、『系譜』前半部は大坪氏の先祖を桓武平氏に接合させたものと考えられるから、『系譜』だけでは大坪氏が平国香の末裔であることの証にはならない。しかし、純氏の作成した『系譜』よりはるか以前、江戸時代前期の棟札から既に平氏を名乗つてゐるから、純氏に至るまで代々自家を平氏の末裔とする伝えは続いているものと認められる。

以上により、明治以降の新しい諸棟札・諸文書においても後大坪家とその分家前大坪家の人物が一貫して平氏を名乗つてゐる理由が判る。

注(1) 嵐義人氏のご教示によれば、関東地方では将門を先祖として誇りに思つてゐる諸家があるという。純氏の将門に対する意識は、関西人のものであろうか。

### 三 後大坪家家系図の紹介

#### (一) 『中興神主内記正久御影』（文書⑯）

組版の都合上、本論文卷頭に掲載し、解説を本稿の「はじめに」に附した。

#### (二) 『大坪家系譜』（文書①）所載家系図前半部

組版の都合上、本論文卷頭に掲載し、本『系譜』の解説を前稿①<sup>15</sup>

べ上段と本稿第1章冒頭に附した。

第1章の研究の便宜上、桓武天皇から因幡守貞信まで、人物の頭に1から17までの番号を服部が振った。

本系図も6代正久を除き当主の没年を記さない。正久の右に「内記（元録元年<sup>(1)</sup>）」と記すのは、『正久御影』の正久の右下にある「元録元年八月七日卒」と記すのは、『正久御影』の正久の右下にある「元録元年八月七日卒」に拠ったものと見られる。現在の後大坪家の過去帳には、13代高津以降に（生）没年を記し、それ以前は12代章久の妻美奴に没年を記すのみで、11代以前の人名と生・没年記はなく、代りに「大坪家先祖代々之御靈」とのみ記している（大坪八重子氏）。

### （三）『大坪家系譜』（文書①）所載家系図後半部

組版の都合上、本論文巻頭に掲載した。第1章末尾に述べた如く、ここでは系図の全部ではなく、直系の家族と当主の兄弟姉妹および神職・医師との縁組関係部分のみを紹介する。本系図は前半部同様生没年を記していない。

後半部に引き続き、後半部冒頭に記す理由から「島家系譜」と「宇藤家系譜」を載せて いる。神職の通婚関係の資料にもなるので掲載する。

## 四 後大坪家家系図の人物と諸文書中的人物との対応関係、および人物略歴

系図の人物と現在私の知り得た宍道町関係の文書中の人物とを対応させ、その実在を裏付け得るか否かを検討する。対応させる文書のない時には「なし」と記す。引用に際しては、本論文からの引用に堪え得るよう可能な限り関係箇所の全文を引用するよう努める。同じ引用を後に再度利用する場合には、「はじめに」で述べた如く、引用文冒頭のゴシック体算用数字を指示するに止める。

引用文書に牽強附会の説が見えるからと言つても、将来学問的に利

用価値の出る可能性のあると思われるものについては、一概にこれを排せずに収録し、今後の研究に委ねることにする。

### 「1」 大坪道禅

なし。文書①に純氏が「大坪道禅」の項（2ウ～3オ）を立てて、大坪流馬術の祖とし、正中元年上総に生まれ慶秀・式部大輔と称し、後に薙髪道积と号す、とか、常陸国鹿島大神に祈り夢中裡に鞍鎧の法量（寸法）を得たとか、足利義満・義持の馬術の師となるほか没年・領邑・門人を書いているが、これは後大坪家に伝わる文書に拠るものではなく、参考書を（書名を引用はしていない）利用したものであろう。「改定史籍集覽」第11巻所収「武芸小伝」（巻之四）に「大坪式部大輔慶秀」の項があり、また、「続群書類從」（続群書類從完成会 第24輯上（武家部））に「大坪左京入道々禪鞍鎧之事一本ニ夢想之卷」があるが、これらを直接参照したようにも思われない。平凡社『日本人名大事典（新撰大人名辞典）』（昭和12<sup>37</sup>年初版、昭和54<sup>79</sup>年覆刻版）の「大坪慶秀」の項の記述に非常に近いから、本事典を直接参考にした可能性が大きい。

純氏は、右の如く（後）大坪家の本貫を「因幡国八上郡大坪邑」としておられるが、慶秀を「武芸小伝」では「上総人」とする。佐藤博信氏は、「大坪鞍」の始祖と称される大坪慶秀と系譜的に連なる存在といふべきであるよう」とする人物として、「喜連川家文書案」中の天正6（1578）年・8年・10年に足利義氏の許に年始に参上して「御鞍」を進上した上総人大坪新十郎を紹介せられた。佐藤氏は、大坪新十郎を、上総國大坪（現市原市大坪……服部）出身の氏族で鎌倉時代以来の足利氏の根本被官の系譜を引き、特にその「専門職能」として鞍作りを行ない、それで以って主君に奉仕する家柄であった、とみた。と推定しておられる。<sup>(2)</sup>同じ天正の頃に、次節の大坪甚兵衛一之が因幡において活躍していることは歴史事実であったから、因幡を本貫地と

純氏の考える大坪氏と「上総人<sup>(2)</sup>」と伝える道禅との関連を積極的に示す史料が必要である。

注(1) 佐藤博信「上総大坪氏のこと」『戦国史研究』第9号13ペ~15ペ、東国戦国史研究会、昭和60(85)年2月、川崎市。

(2) 『古今要覽稿』器物部、鞍の項に数多く紹介されている大坪道禅の伝説では、上総以外に、下総・信濃・岡崎を本貫としたり出身としており、必ずしも一定ではないが、近畿以西とする伝承は見えない。

## 〔2〕 大坪甚兵衛一之

文書⑯において、神職としての大坪家初代外記大夫と大坪甚兵衛一之とを同一人物とするほかは2以外宍道町の文書に未見である。文書⑯は「本名式部」とするけれども、これを証する別の史料を見ていない。『系譜』で「大坪一之」の項(3ウ~4オ)を立てて略伝を記し、その末尾に参考資料として『豹皮録』と記している。『豹皮録』の活字本は未刊で、全巻の揃いは内閣文庫本のみであるから、純氏がこれを参考したか疑問である。略伝においては「出雲国私部(きさいべ・きさいべ:服部)の城主なり」とし、一方系図前半部の一之の注では「因幡象市(きさいち・服部)城主」として少なくとも国名を異にしている。この略伝の内容は講談社『大日本名人辞典』(明治19(1886)年初版、昭和12(37)年増訂11版、昭和49(74)年再版第1刷)の「大坪一之」の項の内容と非常に似ている。そして同辞典でも「雲州私部の城主」としているから、これに拠った可能性が大きい。純氏は略伝の末尾の附記に「甚兵衛一之の没年はつまびらかでない。出雲国私部城主とあるも因幡国鷺ヶ城の城主(或は象市城主とも云ふ)を真なりとす。作州田邑、神楽尾の城主との記録もある。」と記している。この記述の一部は左に引用する『姓氏家系大辞典』に拠っていると考えられる。即ち、

大坪 オホツボ 長門、因幡等に此の地名有、他にも多から

ん。 1 因幡の大坪氏 因幡国八上郡大坪邑より起り、鷺ヶ城に拠る。因幡志大坪村条に「鷺ヶ城、山名豊國の家士大坪甚兵衛一之、私部に住す。中山と戰ふ。陰徳太平記に見ゆ。」と。又木ノ下氏被官大坪氏を挙げ、「大坪八幡と云ふ」と。又安西軍策に「天正二年云々、爰に私部の城に楯籠る大坪神兵衛は無二の毛利方なり」と見ゆ。又美作植月氏略系に「作州田邑之神樂尾城(主大坪甚兵衛直家より感状あり、)と。相当の豪族たりしを知るべし」。また、文書①系図前半部左隅の注記「因幡の大坪氏」も同辞典に拠つたものとみなされる。

同辞典では大坪甚(神)兵衛を『因幡志』に拠つて因幡国大坪邑より起つたとし、また純氏もこれに従つているけれども、鳥取市在住の戦国史研究者高橋正弘氏は、

大坪甚兵衛一之を一般に因幡出身の国人と把えていたようであるが必ずしも断定できない。因幡にはこの大坪氏に係わると思われる家系が見られないことと、但馬にも大坪氏があり、それが与力として因幡に派遣されている史料があるからである。(平成9年10月27日私的ご教示)

とせられ、氏の蒐集せられた史料中大坪氏の記載を見せる史料の全部(『陰徳記』・『陰徳太平記』・『稻葉民談記』・『因幡志』を除く)を下さつた。その中に次のような記録があり、但馬にも大坪氏のいたことが判る。

## 武功夜話(巻8)

一時天正辛巳歳六月二十三日

(一略一)

一御敵出城尾崎の城田公美作、大坪、与四郎、相固め候この人数四百有余人大坪与四郎は但馬國氣多郡国分寺の住人但州を引き退き候者田公美作この人但州を引き退く七味郡村岡の住人

\*御敵一織田方の敵、すなわち毛利方

\*尾崎一大崎城(鳥取市水尻・気高町との境界)

(高橋氏平成9年10月30日附書翰。傍点は服部。注\*は高橋氏。天正辛巳年は天正9年(1581)年。)

大坪甚(神)兵衛一之については、天正2年(正月)千人の山中鹿之助に対し100人の軍勢で奮戦した記事、天正2年9月22日尼子軍の鳥取

城攻略に際し、毛利家に従うべしとする諫言を山名豊国が容れなかつたため、一之は私部城を退いて芸州に下向した記事が『陰徳記』・

『陰徳太平記』・『安西軍策』に詳しい(『雲陽軍実記』(島根郷土資料刊行会本))のこの記事は粗述)。

もともと、高橋正弘氏は「天正2年正月」の年月には完全に信憑性があるとは言えず、また、「天正2年の鳥取城の合戦は年代的に想定できない」とせられる(右、10月27日私のご教示)。

結局、甚兵衛一之の実在を示す一等史料は現在次の1例のみに止まるとしてせられる。即ち、

### 吉川元春書状

態申入候今度其表豊國被

属御本意候本望此事候雖然

自上口到来之儀付而鬼城\*鬼ヶ城天正4年5月頃陥落

不仕詰候而無念之至候就夫我等

事富田尾高之間相控因州

付心可申之由重疊申談候キ

然處上勢打入之由從宇喜多所

注進候左候時者其表諸城番衆等

堅固申付候条年内之儀至吉田

集會候而東西弓箭之儀寔

可相談之通自輝元追々被

申越候之間先罷下候此等之趣

豊國へ得御意候之条被成御分

別候之様内々御心得所仰候改

候者早々御行之趣可申談之覚

悟候雖不及申候境内無緩御心遣  
干要候猶重疊可申述候恐々

謹言

十月廿一日 元春(花押)

大坪甚兵衛殿

御宿所

(八頭郡八東町才代『中村肇氏所蔵文書』)

(高橋氏同右書翰。注\*は高橋氏)

高橋氏は、内容から見て天正4年と推定でき、元春の花押も信頼できるとせられる。<sup>(3)</sup>

以上により、大坪一之が天正の頃実在した武将であったことは証される。しかし、文書①<sup>(15)</sup>の如く、一之が外記大夫の兄、もしくは同一人物であること、また、一之もしくはその兄が因幡国から宍道に移住したことを裏附ける史料は、現在管見に入らない。

『因幡志』は、注(2)の如く、因幡国大坪村の「古城」を地名から「一之が城趾なるべし」とするけれども、大坪という地名は各地にあるから、これだけでは大坪氏の本貫を因幡とすることも直ちにはできない。

ちなみに、国土地理院1/5万地形図における大坪および大坪のつく地名は、広く秋田県から宮崎県まで、30例(大坪のみは27例)分布している。うち、山陰地方では兵庫県1(出石)・鳥取県3・島根県2(出雲地方には掲載例なし)となっており、鳥取県の3例は右の大坪村附近に集まっている(金井弘夫編『日本本地名索引』<sup>81</sup>下)。

また、戦国時代の武将の本貫地の根拠に直ちにはできないであろうが、参考に現代の旧但馬・因幡・伯耆・出雲4国における大坪姓の数と分布を電話帳で調べると次の如くである。

但馬国 19 豊岡市<sup>(4)</sup>  
因幡国 82 鳥取市26・岩美郡2・八頭郡51(内若狭町11・智頭町39)・気高郡<sup>(5)</sup>3

伯耆国 11 米子市4・東伯郡4・西伯郡<sup>(6)</sup>

出雲国 33 松江市9・出雲市13・平田市5・八束郡1・簸川郡

2

・大原郡2・仁多郡1

右によると、大坪村のある因幡国八頭郡に特に濃厚に分布する。一

方、出雲国においても大坪は必ずしも歴史性の乏しい家ではないようである。また、家々にも個別の歴史があるから、これも直接の参考にはならないかも知れないが、例えば松平直政の転封（寛永15（1638）

年）に伴つて信州松本から来往した梶川家（来往時は1戸）と同姓は旧出雲国に昭和59（84）年現在で、松江市7・八束郡<sup>(8)</sup>1であり、敗戦前に松江市内に1戸のみであったから、出雲国の大坪家の数に比べると非常に少ない。

現在の数と分布とによる限りでは、出雲国の大坪姓と因幡国、旧宍道村の後大坪家と因幡国との関係について、何らかの積極的なことは言い難い。

大坪純氏は文書①系図前半部で一之の子孫を記していないけれども、高橋正弘<sup>(10)</sup>によると、山口県立図書館蔵『戦死武功書出』（寄組『草刈將監覺書』）の天正3年の記事中に「大坪宗助<sub>（高兵衛尉）</sub>」とある（同右書翰。未活字化の同文書の該当箇所を翻字してご提供下さった）。これが、現在管見に入った、大坪一之の系譜関係を記す唯一の史料である。また、右述の天正2年9月22日の尼子軍の鳥取城攻めの記事中には、安芸へ奔つた大坪甚兵衛に対する報復として、山名豊国が人質の大坪の2子を磔にしたことが『陰徳記』・『陰徳太平記』・『安西軍策』に見える。

従つて、果して文書⑯系図の如く、大坪甚兵衛（文書⑯では即ち外記大夫）の直系子孫が後世まで続いたかという疑問も生ずる（純氏がそこまで考慮して文書①において一之を外記大夫と別人にしたものかは判らない）。

なお、文書⑯『備忘録M-36』に、宍道峰清は後大坪家の家系に対しても関心を示し、次のように書いている。

2 雲陽軍記 山中鹿之助漂泊宮寺宝物押領并因伯度々合戦之事

云々……山中鹿之助カ為メニ天正二年正月私都（キサイチ）

ノ城攻メ大坪甚兵衛一之牛尾大藏左エ門尉ヲ討取ラントシケル

ヲ大坪ト散々戦ヒケルニ山中敗軍ス

（大坪甚兵衛一之カ子孫ト云フ）宍道宿、祇園、神主大坪式部大夫ヲ以祖トス明治三十六年大坪為千代アリ父高津ハ佐陀社權神主ノ子ナリ

（備忘録M-36）33才

峰清は12代章久を（歌の）「師」とし（[13] 53）、神職としても後大坪家と交流があつた（[13] 48）によると峰清は章久（豊秋）とその父を「承知セリ」としている）から、その先祖について聞くところがあつて、『雲陽軍実記』の抜萃（島根郷土資料刊行会本と比較したところでは、さほど忠実なものではない）を2に記したのであろう。2では「一之カ子孫」とし、また「式部大夫ヲ以祖トス」としており、文書⑥にも「雲陽軍記曰 天

正二年正月 大坪甚兵衛一之アリ神職大坪家々祖トス」（6ウ欄外峰清注）とあるから、峰清は文書⑯の系図を實際に見たか、これに基く話を聞いたのであろう。

目下のところ、右の旧出雲国内における大坪家の分布から見ると、因幡国（の大坪甚兵衛）と必ずしも積極的に関連づけて解釈しなくても良いようにも感ずる。

私は、本論文「はじめに」の文書⑯の解説において、外記大夫を大坪甚兵衛と同一人物とする注記（別筆①）を記した人物を、11代定久ではないかと推測した（7ペ下段17行目）。大坪外記（式部）大夫と一之とを同一人物とするのは、幕末頃に後大坪家の神職が『雲陽軍実記』や『陰徳太平記』等で得た知識によつて附会した伝承で、それが2の峰清に伝わった可能性があると思う。

注① 太田亮『姓氏家系大辞典』第1巻、1224頁、角川書店、昭和38（63）年  
初版、昭和47（72）年再版、東京。

(2) ○大坪村（上大坪 下大坪）

戸数五十二〇社堂阿弥陀〇氏神諸木大明神〇古城（号鷺ヶ城）〇山路より八町本谷筋にあり上下両村に分る。古城 上大坪にあり鷺ヶ城と号す。城主分明ならず。按るに山名豊國の家士に大坪甚兵衛一之と云ありて私都に往す後芸州の毛利家に一味して山中鹿之介と私都の城に戦ふ事陰徳太平記に見ゆ此郷古城多しと云へとも村名大坪と云へば是一之が城趾なるべし落城の事知れず。同記に此谷の城々は元龜天正の間尼子勝久山中幸盛大半拔落したるやうすなれば其時ならん（後略、服部）（因幡志）

因伯叢書（復刻版）第3冊285頁、名著出版、昭和47（72）年、東京

(3) この史料の史的意味については、高橋正弘氏が調査報告書『鳥取県八頭郡若桜町鬼ヶ城遺跡』（若桜町教育委員会、平成3（91）年3月）128頁において述べておられる。

なお、本史料は『因幡民談記』（復刻版因伯叢書第一冊118頁）にも収録されているが、高橋氏の翻字と異なる文字、誤植と考えられる文字が所々にある。高橋氏は因伯叢書の本文を低く評価しておられる（平成9年10月27日私的御教示）。実際編者自身「民間に久しく流布し、転々と相受け（中略、服部）誤字脱文も少なからず」（例言）としている。覆刻版も覆刻に当たり誤植・欠字箇所を「多数補訂した」とするが、なお遗漏のある感がある。

(4) NTT『タウン&ハローべージ兵庫県但馬地方（個人名）』96・12～97・11

(5) NTT『50音別ハローべージ鳥取県東部（個人名）』97・6～98・11

(6) NTT『50音別ハローべージ鳥取県中部・西部（個人名）』97・6～98・11

(7) 電電公社『ハロー&タウンページ50音別職業別電話帳島根県東部（個人名）』昭和60年2月～61年7月（昭和59・11・22現在）

(8) 注（7）と同じ。

(9) 松江市母衣町在住の梶川裕子氏が亡夫志郎氏から聞かれたところでは、敗戦前は梶川姓の家は志郎氏（四男）の生まれた実家（松江移住時には柔術指南番。長男の支那事変戦死により次男礼悦郎氏が繼ぐ）1戸のみであったといふ。注（7）電話帳の松江市内の梶川姓7戸のうち5戸が裕子家の親族（3戸が礼悦郎氏とその弟（三男・四男）2人、2戸が三男義久仁氏の長男と次男）である。残りの出雲国2戸は信州から移住した梶川家とは無縁である（梶川姓は広島にあるという）とのことである。なお、平成9年11月24日現在で

は松江市内の梶川姓はさらに2戸増えた。うち1戸は義久仁氏の三男、1戸は裕子氏の長男である（平成9年11月23・24日談話）。

(10) 但し高橋正弘氏のご教示によれば、本文書も「かなりの虚偽、情報操作がなされた代物で、事實関係の逆転など、非常に注意を要する。」という（同平成9年10月31日附書翰）。

### 〔3〕 初代 外記大夫

文書⑯によれば、「前神主大坪外記大夫」、「本名式部并甚兵衛者、落城後降毛利家」とある。文書①には「意宇郡宍道ノ神官トナル」とあり、甚兵衛の兄とする。しかし、外記大夫が甚兵衛と同一人物、もしくは兄であることを裏づけるに足る史料は、前述の如く、目下のところ管見に入らない。『町誌』大坪清信頌徳碑（明治19（1886）年9月11日撰文）に、

3 翁字義郷、号石處、称行藏、遠祖兵衛之裔、外記大夫者、慶長年間以神官住宍道、子孫世繼其職、而翁其遠孫也。幼学医遊学四方、多歴年所、終成業矣。乃分家為医（後略、傍点も服部。45頁）

右の「遠祖兵衛」が文書①系図の誰に当たるかは判然としない。外記大夫から遡って数えて9代目の10盛行に「右兵衛」と注しているが、離れすぎの感があるし、同一人物の官職名も年と共に変わるから、ここでは特定できない。文書⑯には3の「慶長年間以神官住宍道」はないから、文書①の「意宇郡宍道ノ神官トナル」は何に拠ったものであろうか。案外3に拠った可能性もある。3の方は、後大坪家に、その出自についての何らかの私のまだ知り得ていない別の文書が（かつて）あって、それに拠ったものであろうか。前稿①22頁上段に記した如く、『町誌』編纂時には右の碑文は風化によって判読し難くなっていた可能性があるから、別に碑文の製作下の如きものが中津大坪家に残っていて、『町誌』がそれに基いて3を書いたのであったのならば、3の基になった資料が中津大坪

にあつた可能性も生ずる。ともかく、外記大夫の宍道米住の「慶長年間」を裏附ける史料は目下管見に入らないので、真偽の程を確かめることはできない。右述の如く、大坪甚兵衛は天正の頃実在していたことは疑いなく、天正と慶長は隔りが少ないので、外記大夫を一之と同じ頃の人物とすることについては時代的には大きな障害はない。

純氏は文書①に「大坪外記太夫」の項(4ウ~5オ)を立てて略伝を書いているが、基となる文献を全く記していない。ほとんど氏の想像によるものと解される。その中で外記大夫の人物像を次のように想像している。即ち、

4 大坪外記太夫は、甚兵衛一之の兄であつて、共に毛利の被官であつたが、一之の如く勇猛な武士ではなかつたようである、悟るところあって武を棄て出雲国意宇郡宍道の郷にて神官となつた、戦国時代のすさぐる心を歎き、神道即ち「神ながらの道」に安らぎを求めたものである、(中略、服部)心ある武士は甲冑を棄て薙髪し、僧侶となり、神官となつたのである、

外記太夫の子孫は代々出雲国の神官幣頭として栄え、為千代綱敬の代まで続いたのである。

純氏が外記大夫を一之とは別人とし、その兄としたのは別に拠る資料があつたものであろうか。右述の高橋正弘氏より賜わつた諸史料の中に手掛りとなるものは見出しえなかつた。恐らく純氏が勇猛な一之は神官にふさわしくない人物と個人的に判断したためと推測される。4の大坪家が幣頭であったとするについては、誤解があるのでここに正しておきたい。『八束郡誌』によれば、佐太大社配下の意宇郡西部の幣頭を遠藤氏とし、遠藤氏は12社家を支配したとする。管見に入った宍道町の文書でもそのことは確実に裏附けられる。即ち、後の〔13〕12代章久の節でも触れる如く、旧稿C所収『大森神社棟簡雜記』によると、確かに

5 遷宮<sup>(注)</sup>□座幣頭大坪主馬平章久・神主池田造酒宍道重章 (文久 2) 〈1862〉年4月5日大森大明神修復棟札) (29ウ・30オ)

とあって、後大坪が幣頭を勤めたことは事実ではあるが、これは臨時のものであつた。文書⑭『氷川神社棟札類写』中に幣頭は6例見え、うち5例が遠藤氏である。即ち、

6 遷宮安座幣頭遠藤河内正源穢演・神主大坪左京平筆久 (文化6

〈1809〉年9月27日稻荷大明神〈前稿①図(4)ほか矢印1〉修復棟札)

7 遷宮安座幣頭遠藤左内藤原貞利・神主大坪播磨平富久 (文政7) 〈1824〉年6月7日客大明神再建棟札)

8 a 遷宮安座幣頭遠藤左内藤原貞利・神主<sup>(大坪対馬平草久)</sup>大坪播磨平富久 (天保9

〈1838〉年11月10日祇園社隨神〈身〉殿建立棟札)

8 b 遷宮安座幣頭遠藤左内藤原貞利・神主大坪播磨平富久・本願小豆沢与市右衛門勝貞嫡子小豆沢与市郎ほか20名 (稻荷大明神修復棟札) (年月日なし) と秦武男氏は記す)

9 遷宮安座幣頭遠藤河内藤原歳重・神主大坪播磨平富久 (安政2) 〈1855〉年9月13日客大明神修復棟札)

10 遷宮安座幣頭大坪主馬章久・神主大坪帶刀平良久 (慶応元) 〈1865〉年5月28日稻荷大明神社再建棟札) の5例である。残り1例が後大坪の章久で、

2 (1855) 年9月13日客大明神修復棟札)

とある。

『大森神社棟簡雜記』は宍道氏管掌社の網羅的史料であるが、その中でも遠藤氏の幣頭の記載が圧倒的である。即ち、遠藤氏の幣頭13例(4ウ・11ウ・18ウ・19ウ・27ウ・28ウ・35オ・45ウ・46ウ・47ウ・52ウ・53ウ・54ウ)・幣頭代1例(7オ)である。これに対し、例外的に宍道峰清の幣頭代1例(8ウ)、後大坪家では右の5章久以外に章久の養子高津の幣頭代1例(9オ)が見えるのみである。朝山皓氏「出雲国に於ける旧藩時代社頭幣頭の制度」によれば、藩政時代出雲国「社領附御目見列幣頭」14人のうち、湯町八幡社を祀る、意宇郡西部17カ村11人の幣下神職を抱えるとする遠藤氏を挙げておられる。

右により、幕末に遠藤家に何らかの事情があつて幣頭(代)を遠藤氏に代つて一時的に勤めたことが、純氏の「代々出雲国の神官幣頭と

して榮え」(4)たという訛伝（父母からの?）となつたものと思われる。

〔裏〕

古割兵右衛門

注(1) 朝山皓「出雲國に於ける旧藩時代社頭幣頭の制度」『国学院雑誌』昭和6(31)年8月号、82~83ペ、東京。

〔4〕 2代 筑後守次久  
なし。

〔5〕 3代 丹後守久吉

文書⑭『氷川神社棟札類写』中の元禄8(1695)年4月棟札に「丹後守」(但し重久の名)が見える。この棟札は現在氷川神社に移された稻荷神社の最古の棟札であつて、同社の創祀の研究に欠かせない史料であるから、ここに全文を引用する。

11 〔表〕  
悪魔降伏

葉山屋与三郎

庄目屋代

組頭 勝代善四郎

高砂屋与兵衛

町老 小豆屋五右衛門

奉建立稻荷三神靈廟一字 同 木幡屋吉三郎

木幡屋三七

栗原十左衛門

万徳圓滿

当社石築地米錢寄進糸川八良兵衛

清水与次兵衛

増田七三郎

地方年寄

栗原六左衛門

大工 小豆澤市良右衛門 同 大坪丹後守平重久

糸川八郎兵衛 同 祠官

栗原善左衛門

文書⑮『遺考』「白石坂口神社」(明治維新以前は王子権現)の項に引く、王子権現正保4(1647)年棟札写しの銘文中に、両者に該当すると思われる2名の名が見える。即ち、

右の棟札裏には「大津保主殿清久謹誌焉」と見える。これは文書⑯『裁許状』7代「大坪主殿平清久」(延宝6(1678)年12月24日附の3種の裁許状がある)と一致し、時代も合致する。しかし、ここでとり上げている後大坪3代丹後守久吉は、主殿清久(文書⑮主殿幸久に同じ)の3代前の人であるから、時代が合わない。丹後守の重久と同名の人物としては、本稿の続篇(『古代文化研究』6号)で論ずる前大坪家の2代左京大夫重久がいる。時代的に見て前大坪家2代重久が11の丹後守平重久であろう。

秦武男氏によると、稻荷神社は代々前大坪家が祀つて来たと言われる。このことは文書⑭の稻荷社の棟札を時代順に見ると裏づけられるから、稻荷社の最古の棟札である11の丹後守重久時代にまで溯ることになる。

以上により、3代久吉については、その実在を裏づける具体的な史料は以下のところ見ないことになる。

〔6〕 4代 大和守重久・5代 中務次久

12 雲陽誌云王子権現坂口村ニ勧請トアリ宝永三年ノ書ナリ 左に記ルスハ

近世ノモノニシテ正保4年ノ棟簡アリ

本願伊原善右衛門藤原治次

王子権現一字御国主松平出羽守源直政公 神主大坪大和守平朝臣  
宗重敬

御代官篠原小兵衛

一切皆善一切宿<sup>(由語)</sup>賢諸仏皆威德  
梵字

羅漢皆行滿以此誠實言願我成吉祥 筆者大坪中務平次久  
『遺考』(「白石坂口神社」) 16才

大和守宗重の名は文書①⑯系図に見えない。しかし、後大坪家から  
前大坪系図(生没年無記)である。そして、中務次久は文書①⑯の5代目  
分家した前大坪家の初代は「元祖 大坪前神主 大和守宗重」(文書②)

に一致する。大和守は①⑯では重久一名のみである。さらに、重久の  
次代(子?)が次久である。

前大坪現当主大坪併治氏の、「子供の頃の記憶で定かではないが、  
親の方が出了分家と聞いたような気がする。」(前稿①第3章18ペ下段)  
という記憶とも考え合わせると、12の大和守宗重と中務は、①⑯の大  
和守重久・中務次久親子と解される。

本研究で取り上げる神職達は多くの別名を持ち、機会ごとに改名し  
ていることが判る。例えば、純氏の祖父高津は2の如く、佐陀神社權  
神主の家から養子に入り、その際に綱久(之か?)の名を高津と改めた  
という(文書①11ウ~12オ)。従つて、大和守宗重の名は、後大坪家から  
の分家を機会に重久を改めた名という可能性があると思う。

12の棟札によれば、王子権現はこの時に創祀されたものである。そ  
して、後の研究(『古代文化研究』6号の続篇前大坪13代万寿男)で判るよ  
うに、王子権現は明治9(1876)年まで前大坪が管掌する社であつた  
から、この慣習は正保4年に始まるらしいことが判る。王子権現に限

らず、次の「8」7代主殿幸久192021において引用する如く、後大坪  
と前大坪とは後の宍道村内の諸社を協同して、あるいは箇別に両家が  
神職を廃業する頃まで管掌していたが、この慣習は分家に際して各々  
の受け持ちを取り決めたことに起原するものと解される。「前大坪系  
図」初代の宗重の名と12の棟札の神主宗重の名が一致し、筆者が(子  
の)次久であることからすると、正保4年には後大坪家から重久が分  
家していた可能性が大きいと思われる。

文書①⑯にはこの分家についてもその時期についても記さない  
が、後大坪4代重久と前大坪家初代宗重とが同一人物で、次久をその  
子であるとすることによって、前大坪家の分家を正保4年か4年を少  
し遡る頃と限定できると思う。

## 〔7〕 6代 内記正久

文書⑯によると元禄元(1688)年8月7日没。「中興の祖」であるた  
め御影が描かれた重要人物である。しかし、該当する棟札は未見であ  
る。文書⑯によつて、7代主殿の先代(父親?)であることが判る。対  
応する文書は文書⑯慶安5(1652)年8月附の2種の裁許状13・14の  
みである。慶安5年当時の通称としての官職名は右近であった。

13 雲州意宇郡完道郷祇園牛頭天王祠官大坪右近平正久神事参勤時  
者可著風折烏帽子狩衣也

右裁許状如件

慶安五曆八月 日

國造出雲晴孝(花押)

14 13と同文。

國造出雲尊能(花押)

「中興の祖」の具体的な意味は不明である。「10」9代風残寿翁も  
「後中興」とある(文書⑯)が、これは8代内記寿久に「嫡子」、風残寿  
翁に「二男」の「別筆①」書き入れがあるから、兄に男子なく弟が後

大坪家を継いだことになる。8代正久の「中興」もこの類であろうか。

社を大坪両家が共同で管掌する慣習があつたためである。  
主殿の記録としては、右の裁許状以外に次の如きものがある。

19 元禄六癸酉八月祇園両社社司大坪主殿（大坪左京（後ト云フ）此時宍道社ノ社名  
ナシ同時ノ神職ノ名ハ（長沢宇門　忌部　土屋内記　大坪左京（後ト云フ）此時宍道社ノ社名  
米待大野　池田駿負　佐々布大森　遠藤數馬　玉造　犬山左兵衛　全・全　（古瀬筑後  
全山王　（家原主水　林　（大山和泉　菅原　以上佐田社頭へ当テタル  
書ニ　（遺考）（三崎神社）36才）

文書⑯延宝6（1678）年12月24日附の4種の裁許状によつて、主殿幸久には主殿清久の名もあつたこと、また、6代正久の没する10年前に祇園社の神職に就いていることが知られる。即ち、

15 当国意宇郡完道郷祇園社祠官大坪主殿平清久神事参勤之時可著

風折鳥帽子狩衣者

裁許状如件

延宝六年十二月廿四日

国造出雲恒孝（花押）

16 15と同文。

国造出雲尊房（花押）

17 当国意宇郡完道郷祇園社祠官大坪主殿平清久神事参勤之時木綿  
櫛可懸取之者也

延宝六年十二月廿四日

国造出雲恒孝（花押）

18 17と同文。

国造出雲尊房（花押）

宍道町の水川神社と三崎神社（水川神社に明治40（07）年に合祀）は、

明治維新以前は両社とも祇園社と称し、これを区別するために、前者を北ノ祇園・後者を中津祇園（文書③『差出書』22ウ）、北祇園社・中津祇園社（文書⑤『明細帳』目次1ウ欄外峰清注）、北ノ祇園サン・仲須ノ祇園サン（文書⑤『遺考』（佐為神社）22ウ）、北ノ宮・中須宮（文書⑥『三崎神社沿革』2オ）、中津ノ祇園（同10オ欄外峰清注）と呼んだ。そして、2社を合わせて総称する時には、「祇園両社」（文書⑥2オほか多数）と呼んだ。この総称が用いられるのは、以下の諸文書に見る如く、この2

右の「後ト云フ・前ト云フ」とは後・大坪・前・大坪の意であり、以下のカッコ内も宍道峰清の注である。19の大坪主殿が7代幸久（清久）であることは明らかである。

ちなみに、同時他の神職達のうち、来待の古瀬筑後は現石ノ宮神社の古瀬美明宮司家、佐々布大森の池田駿負は昭和初期に転出した現宍道鈴子家、来待山王の遠藤主膳は大字東来待の現遠藤春夫宮司家、林の家原主水は浦安市に転出しておられる現家原国彦家の先祖である。

そして、19と同じ元禄6年佐陀神社へ差出した文書中の杉谷大明神（明治維新時伊甚神社と改む）の項にも大坪主殿が見える。即ち、  
20 元禄六年癸酉八月社号書出帳云

伊志見村

社司大坪主殿

一 杉谷大明神（曰ク杉谷トハ杉谷屋ト云豪富アリテ故ニ杉谷ト云々 一  
説杉谷屋高砂某カ大庄屋タリシ時冒セント云フ此家宍道宿ニアリ）

（『遺考』（伊甚神社）80ウ）

次に19 20が引く元禄6年の文書の原文書（転写）に当たるものを使  
用する。この文書について峰清は『遺考』（三崎神社）の項に「佐田  
社配下トナリタル時ノ届書」（37オ）としている。従つてこれは、出雲大  
社と佐陀神社とが配下の神主の帰属をめぐり争つた結果、佐陀神社の  
出雲国「三郡半」（半は意宇郡の西半分）の支配が確定した時の文書で  
ある。この文書を寺社奉行所で写した、と奥に記しているけれど  
も、峰清自身が写したものであるか否かは速断し難い（この点について  
は、続篇第2章第2節注（1）に詳述した）。末尾に峰清が諸社の明治維新

後の神社名を注記している。これらは宍道町の神社研究にとって重要な事項であるから、全文を引用する。

21 寺社奉行所へ佐田社頭へ書出シタル記帳ニ云フ左ニ

社号書出帳

完道村

両社司

大坪主殿

一 祇園両社

末社式拾一社

内 高宮大明神

王子權現 支配

大坪左京

御内大明神

支配

大坪主殿

一 六所大明神

杉谷大明神

社司

大坪主殿

一 杉谷大明神

右ハ今度被仰渡候御書附之趣何茂寄合致承知奉存候其意ニ候是又銘々抱ノ神社書出候様ニ迄被仰渡候ニ付如此相違無御座候以上

元録六年癸酉八月

大坪主殿 判

大坪左京 判

佐田御社頭

右ハ寺社奉行所番足立官藏役所ニ於テ写之

一 祇園両社

(冰川神社  
三崎神社)ト改称ス

高宮大明神ハ白石灘

王子權現ハ坂口ノ坂口神社ト改称ス

御内大明神ハ下倉ノ身武智神社ト改称ス

一六所大明神ハ天保四年二所大明神ト変名ス維新ノ際佐為神社ト復称ス

一杉谷大明神ハ元録ノ初度諫訪大明神ト称ス尔後杉谷三所大明神ト称ス

維新ノ際伊甚神社ト復称ス

(遺考)「佐為神社」22ウ～23オ

右の大坪両家による分担が、この元録6年(1693)年の時に初めて定まつたとは考えにくい。一社を両家共同で祀るのは一般的ではない。「6」12に見たように、既に正保4(1657)年に王子權現の神職に前大坪初代宗重がなっているから、元録6年の分担はそれ以前の正保即ち、

〔9〕 8代 内記寿久

文書⑯元録7(1694)年3月朔日附の2種の裁許状223によつて、内記寿久には内記重久の名もあつたこと、また、7代寿久(清久)が「5」11の元録8年の棟札裏を記した1年前に神職に就いていることが知られる。

4年かそれを少し遡る両家の分家に際して取り決めたものであろう。分家も本家と並んで神職を継ぎ、しかも同一の社を両家共同で祀るのは、右述(6)の「親の方が出た分家」(19べ上段)という特殊事情によるものではなかろうか。

祇園両社のうち、中津祇園社は小豆沢家が本願主と言い(泰武男氏平成9(1697)年8月12日談話。文書⑭『水川神社棟札類写』の元録3年宍道神社

「後の三崎神社」御輿寄進札にも「志主小豆沢八郎右衛門・小豆沢五右衛門」とある)、北ノ祇園社は木幡家(現八雲本陣)が本願主(文書⑬天保6年7月祇園社御輿修覆札)で、後者の本願主は現在も続いている。小豆沢・木幡両家は宍道村の富豪であった。祇園両社への村人の崇敬は最も篤く、その祭りは盛大(2社の御輿が出た)であった。北ノ祇園社の後身の冰川神社1社のみとなつた現在でも、宍道町において今も最も崇敬を集めしており、その本祭「れんげ祭り」は非常に盛大である。同一の社を2家の神職が祭る異例は、分家した親が神職を続けた特殊事情のほかに、経済的問題もあったのではないかと推察される。

なお、「5」11の元録8(1695)年4月稻荷社建立棟札裏にも「大津

保主殿平清久謹書焉」と見える。この棟札は稻荷社祠官前大坪の2代重久のために記したもので、これが目下管見に入った主殿の最も新しい記録である。次の245行目にも主殿の名が見えるが、これは元録6年で、右の192021の「社号書出帳」に拠つたものと考えられる。また、25を信頼できるとすれば「元録の初度」伊甚神社(旧称杉谷大明神)の社司が持田氏より後大坪家(主殿)に移つた。

22 当国意宇郡完道郷祇園社祠官大坪内記平重久神事參勤之時可著

風折鳥帽子狩衣者

裁許状如件

元禄七年三月朔日

総檢校國造出雲兼孝（花押）

23 22と同文。

総檢校國造出雲直治（花押）

次の24には、5行目大坪主殿の次に元禄15(1702)年大坪富衛、翌元禄16年大坪甚之丞が見える。この元禄15・16年の棟札は伊甚神社（旧称三社大明神）の再建なり修覆のものであるから、前年に没した社司の喪中にそのような儀式は遠慮したと思われるため、富衛と甚之丞は同一人物と推測する。

さらに『裁許状』によると、2223の元禄7年内記重久（寿久）の次の人物は、「10」27の正徳元(1711)年主計宗名である。宗名は重久とは別人であるから、24の富衛と甚之丞は8代寿久（重久）と同一人物となる。

なお、2526によると伊甚神社の社司は古くは持田氏であったが、元禄の初め吉田家の命により解職となり、代りに後大坪家となつたという。宍道町の神社史にとって重要なことから、併せて2526に引用する。なお、24は峰清が伊甚神社の社名の歴史を述るべく、棟札銘（？元禄6年の記載は20の社号書出帳によるものだろう）を時代順に並べたものである。

24 延喜式内伊甚神社社号変称ノ格目表

正保二酉年八月 三社諏訪大明神

社司持田朝間

(81オには「正保二年酉正月十四日 伊志見杉谷諏訪大明神宝前

社司持田朝間」ともある。……服部)

社司大坪。主殿。

元禄六年酉八月 杉谷大明神

元禄十五年 社司大坪富衛五人組

(持田九右エ門持田左エ門持田太右エ門惣氏子中)

元禄十六年 社司大坪甚之丞

(持田万五郎ハ政所ト云フ此家ヲ以持田家祖トス)

文政十年(82オに「修復」とある。……服部)三社大明神 神主大坪中

書本願持田庄兵衛

(持田源一郎)

安政二年 三社大明神 神主大坪主馬章久本願持田庄兵衛義寿改分

(持田源三郎)

伊自牟国造ノ家脈慥カナラズ中興福間持田ノ神職アリ元禄ノ初度

徳川將軍ノ時神道吉田ト部家カ神祇管領ノ令ニヨリ時ノ社司等解

職トナリ更ニ神職ノ新任トナルタリナリ當時大坪某カ神主トナレリ

(同83オ)

\*の「大坪某カ神主」は、『正久御影』に6代正久を「元禄元年八月七日卒」とするから、7代主殿幸久（即ち、24の元禄6年8月の大坪主殿）の可能性が大きいと思う（服部）。

26 明細帳記入願(明治四十四年二月十一日調印ス)

八東郡宍道村大字伊志見村社伊甚神社境内反別ノ項ニ  
境内末社

一美濃神社

祭神 美濃靈神

当社ノ創立年代不詳トイヘルモ文安年度社職タル持田右京亮吉繩アリ  
爾后世乱ノ為メ一族此変遷ニ応シ九代ノ孫美濃美次ニ至リ神仏両部  
ノ職掌トナレリ于時幕府ノ政吉田家ヲ以テ社寺ノ分限ヲ定メ数々社  
職ノ改革アリシモ一村略殆ント持田ノ姓ヲ称スルニ及ヘリ依テ当社ヲ  
二宮又ハ小氏神ト口碑存セリ美濃美次ニ至ル数世ノ靈ヲ崇祀ス

社殿 二尺二寸四方

右ハ明細帳進達ノ際脱漏ト相成居候事今般發見候ニ付前記之通記  
入被成下度此段奉願候也

明治四十四年二月十一日

八東郡宍道村大字伊志見村社伊甚神社々掌

右神社氏子總代人持田虎太郎

宍道峰清

持田晶 持田忠五郎

島根県知事丸山重俊殿 (『遺考』  
「伊甚神社」) 83ウ(84オ)

神道裁許状如件

26の「祭神 美濃靈神」の「美濃」は、『正久御影』に記された「伊志見前神主持田美濃守真靈」の「持田美濃守」に当たる。

正徳元年六月十一日

神祇管領長上從二位待從ト部朝臣兼成

志見前神主持田美濃守真靈」の「持田美濃守」に当たる。

〔10〕 9代 風残寿翁

現在後大坪家には、「大坪前祠官風残寿翁真靈像（中央ニ）伝九代（右下ニ）寿算八十四（左下ニ）と墨書した御影（軸装）がある。「前祠官」とあるから、作成者は10代邦久の可能性が大きい。

文書①系図で純氏がこれを歴代当主に入れていないのは何故だろうか。『正久御影』では、これを10代邦久の父親に位置づけており、文書

①系図が邦久を歴代当主に入れながら、その父親の風残寿翁を当主に入れていないのは不審である。その風残寿翁という名が、この系図の神主達の名にふさわしくないため、純氏は省いたのであろうか。それとも翁が神職に就かなかつたという伝えがあつて、そのため純氏は系図から削除したのであろうか。純氏の遺品の中に二つの『御影』はあつたのだから、純氏がこれらを見ていなかつたとは考えられない。

一方、『裁許状』によると、8代寿久（重久）の裁許状の後、10代邦久の裁許状の前に、27主計宗名の正徳元（1711）年6月11日附裁許状がある。その文面はそれまでのものと大差なく、かつ「祇園社之祠官」とあるのだから、寿久と邦久との間に7代神職のいたことは疑いがない。文書⑯による限り、翁は寿久の弟で、後大坪家の「後中興」の祖、10代邦久の父であるから、文書①が翁を9代の位置に置かなかつたのは妥当ではない。

以上により、27の宗名が9代風残寿翁に該当すると考える。翁は正

徳元年6月11日かそれを若干遡る頃神職に就いていたことになる。翁についての史料は、『御影』とこの裁許状以外には見ていない。

27 雲州意宇郡完道村祇園社之祠官大坪主計宗名恒例之神事參勤之時可著風折烏帽子紗狩衣者

文書⑯には「官名和泉三保」とある。28延亨2（1745）年4月10日附の裁許状の相模守邦久に該当する。即ち、

28 出雲国意宇郡完道祇園社完道神社龜嶋大明神佐為村佐為神社伊志見村伊甚神社金山村八幡宮下倉村身武智神社八幡宮八社之祠官

大坪相模守平邦久著風折烏帽子紗狩衣任先例可專神役者  
神道裁許之狀如件

延亨二年四月十日

神祇管領長上正三位行神祇權大副兼侍從ト部朝臣

右により、邦久は延亨2年4月10日附で神職を正式に継いだ形となる。邦久の次代は定久だが、『裁許状』には30定久の寛政8（1796）年の寛政8年裁許状の内容は、定久が正式に官職を継いだ時のものだから、29は邦久が晩年狩衣よりも格の高い斎服の着用を許されたものと解される（神社本序茂貞純氏平成9（97）年9月5日私的御教示）。29許状の「平久」は平邦久の誤記（32参照）であろうか、それともそのような略記法があつたのであろうか。

29 布斎服之事許容平久如訖向後可着用之狀如件

天明七年三月十六日

神祇管領長上ト部朝臣（判）

なお、後述（31ベ上段）の如く「14」60の寛政6（1794）年稻荷社鳥居奉獻札の「大坪隼人」は時代的に邦久か、次の11代定久（特に前者）の可能性が大きい。

〔12〕 11代 中書定久

文書①では中書定久も当主から落している。理由は判らない。「9」  
24 8行目文政10（1827）年三社大明神（修復）棟札に「神主大坪中書」とあるのだから、当主に入れるべきであろう。『裁許状』にも定久が神職を継いだ30寛政8（1796）年6月11日附裁許状（この時は「主鈴」）のほか31「衣冠」と32「斎服」の許状（各々文化5（1808）年9月11日附）がある。

30 出雲国意宇郡完道祇園社完道神社龜嶋大明神佐為村佐為神社伊志見村伊甚神社金山村八幡宮下倉村身武智神社八幡宮八社神主大坪主鈴平定久着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式可抽太平精祈者  
神道裁許状如件  
寛政八年六月十一日

神祇管領上正三位侍従ト部朝臣良連（印）

31 出雲国意宇郡完道祇園社神主平定久当社祭礼三月十四日六月十五日十月十一日一日法令可著衣冠者

神道之狀如件

文化五年九月十一日

神祇管領上從二位ト部朝臣良長（印）

32 布斎服之事許容平定久訖向後可着用之狀如件

文化五年九月十一日

神祇管領上ト部朝臣（印）

許状以外の史料としては、前稿①図(3)「文政元寅年宍道町並名前図」に「後代宮大坪中書」とあって、現在の秦宮司家附近に定久の居宅があったことを示している。「13」48にも「中書」とある。また、「9」24には文政10（1827）年に三社大明神（伊甚神社）の（修復）棟札がある。

これまでの後大坪の人々には具体的な行動を記す史料がなかったけれども、定久に初めて若干の記事が存在する。それは、浜田藩抱えの国学者岡部春平（大江・松田・東平・葛根堅室……『国書総目録』）が『風土記』猪像石・犬像石の探索に訪れた際に、定久が案内をしたことである。宍道峰清はこの案内の記事を諸書に引用し、その父幸雄も文書③『差出書』で言及しているので、初めに峰清が記載した33を引用し、その後同じ事柄を記す34『出雲神社考』を引用して比較検討する。なお、渡部彝と岡部東平とは別人である。

33 天保四年渡部彝出雲国神社巡拝記ト云フ小横（やこ）板行セリ其文

（宍道村石宮大明神（記云）宍道社（式云）宍道神社（祭神）おほなもちの命○此ハ石見國住人岡部東平○出雲国式社考曰宍道社ハ宍道村ニアリ石宮大明神ト云フアリ又東平ノ漫遊記ニ豊秋カ家ナル（秋久章久内記）（主馬対馬安頭佐朴云フ）宍道郷ニ所宿セルつとめて定久（定久ハ豊秋カ父也）案内シテ○舞云豊秋ハ宍道神社ノ神主ニテ定久ハ其父ナリ○猪犬ノ像見ニ行ク

『遺考』（三崎神社）36オ

渡部（渡辺・小笠・小笠屋）彝（良兵衛）は岡部東平（寛政3（1801）年没）の門人で、松江城下石橋町の板木彫職の家（？）で（国学者伝記集成続）および下記34『出雲神社考』序文・識語）、出雲国中の神社を探訪して、天保4（1833）年に右『巡拝記』を出版した（同序文）。しかし、岡部もしくは渡部の著者名での『出雲国式社考』という書名は『国書総目録』にない（島根県立図書館も同じ）。「東平ノ『漫遊記』もしくはこれに類した書名の本も『国書総目録』、『堅室<sub>（岡部）</sub>著書一覧』（無窮会神習文庫藏）に見えない。

結局、私の知り得た右の一文の内容に極めて近い文献は、次の34渡辺彝撰『出雲神社考』（無窮会神習文庫藏。写本11巻上下2冊）である。これと比較すると、33のゴシック体の部分の割注2箇所は34にないから、この注は峰清（峰清は父幸雄の作成した文書を写して書く場合があるので、幸雄の可能性もあるが）の附した注であることが判る。右の『巡拝記』は出雲で出版された本で手にし易かったと思うが、『式（神？）社



る『雑記』56ウ。『国学者伝記集成』「岡部東平」の項（朝山皓氏の論文をほとんど襲用）190・191頁によると、「巡洋記」も岡部の力に負うところが大きい可能性がある、とする）。34の東平の探訪が一度限りのものであつたのなら、その文面は「師乃見に行給ひしをり」とあり、葬が同行したとは積極的に書いてはいないから、疑問が生ずる。あるいは、34の「葬云」の注記によつて、東平と葬が同行したという誤解が幸雄（37）に生まれ、それが峰清（35）に伝わつたという可能性も考えられる。

但し、「13」48に峰清は定久・章久父子を「承知セリ」とし、また、「13」53によると、豊秋（章久）に（歌を？）学んだとある。従つて、父幸雄は一層二人と親交があつたものと考えられる。狭い地域社会のことであるから、書物の上でばかりでなく、二人から幸雄さらには峰清に東平の探訪の話が直接伝わつてゐた可能性もある。その話では、37の如く、章久が東平と葬の二人を案内したように伝わつてゐたことも考えられる。いずれにもせよ、33 35 36の『漫遊記』に相当する書を探し得てないため、断定的なことは言い難い。諸氏のご教示を得たい。

このほか、定久に関連がありそうなこととして、後の「14」67に引用する明治3（1870）年の「宍道由来記」中に「高津家五十年前焼失仕」、「往古ヨリ伝来仕候系図等ニ至ル迄不残灰燼仕候」（33頁上段18行目）がある。明治3年から50年前は文政3（1820）年であるから、前稿①図③「文政元年町並図」に「大坪中書」と記された定久の居宅が焼けたことになる。応々にして「火事」で伝來の文書を焼失した」という説明で根拠不十分な自社（寺）の由来等の伝承を糊塗する場合もあるが、紹介しておく。

### 〔13〕 12代 章 久

生没年未詳（戸籍で判ると思うが、遠慮した）。後大坪家過去帳には妻美奴の没年を明治37（04）年5月10日と記す（年齢無記）。

右の33 35 37によつて、別に豊秋・章久・対馬・内記・主馬・安頭佐の名と通称としての受領名・官職名・松陰の号のあつたことが判る。

37によると、実名は秋久と言ひ、天保4年頃には豊秋を名乗り、後実名（字？）を章久に改めたといふ。『裁許状』によれば、38文政2（1819）年6月26日附裁許状では対馬平豊秋を名乗り、39天保15（1844）年8月21日附の許状では平章久を名乗つてゐるから、峰清の33 35の注記はこれに關しては矛盾しない。

天保12（1841）年版『鰐玉集作者姓名録』に「章久出雲宍道駅大坪対馬」とある。38によれば、文政2（1819）年には「対馬章久」を名乗つてゐる。なお、『名家伝記資料集成』は次の如く、大坪秋久と大坪章久とを別人として誤つてゐる。出典を検討していないが、一三の＊の書名は『国書総目録』に見えない（島根県立図書館の蔵書にもないので、大方のご教示を得たい）。

一一 大坪秋久 称対馬 出雲宍道社司 安政頃  
一一 大坪章久 称内記 出雲意宇郡宍道村祇園社神官  
一三 尊孫、重老門 嘉永 類題青藍集下一二・出雲国皇学者歌人学系略初篇・河藻歌集作者姓名録五（圈点は服部）  
次に、『裁許状』に38 39の2例が見られる。

38 「大坪対馬平豊秋」以外は30と同文。

文政二年六月廿六日

神祇管領長上侍従ト部朝臣良長（印）

章久はこの時に定久から神職を正式に継いだことになる。34『神社考』の葬の注に「豊秋ハ宍道神社の神主にて定久ハ其父也」とあるのは、文政2年6月章久が父から神職を継いだ以後の記述（36『漫遊記』では東平の猪像石・犬像石探訪を「天保三年」とする）である。次の39では斎服の着用を許された。

39 「平章久」以外は32と同文。

天保十五年八月廿一日

神祇管領上ト部朝臣 (印)

また、峰清によると、主馬は章久の弊頭役中の官職名（通称）といふ。明治2（1869）年12月の文書「[4]」<sup>55</sup>に峰清が後から加えた注記にこのことが見える。即ち、「遠藤速記始高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相勤候得共其儀不申出」の＊の部分の欄外横に40が、欄外左上に41がある。

40 幣頭役中主馬ト云フ

41 遠藤河内数馬速記 一人ナリ 大坪 豊秋 対馬一秋久 内記一章

（文書④『雜記』18ウ）

この「弊頭役中」とは、「[3]」5文久2（1862）年大森神社修復および「[3]」10慶応元（1865）年稻荷社再建の時に当たる。41の幣頭遠藤河内は「[3]」9のそれと対応する。

42 宗道由来記此書大坪主馬改安頭佐章久文作ナルベシ

明治三年庚午七月  
大坪高津 判  
大坪万寿男 判

神社御取調懸御中 比時主任ハ木村藏右エ門なり

（遺考）「水川神社」33ウ

次に、章久を記した棟札を年代順に並べる。43 44 46 47が『水川神社棟札類写』、45が『大森神社棟簡雜記』からの抄出である。

43 神主大坪対馬平章久・大坪播磨平富久 (天保6<1835>年7月吉祥

日祇園社御輿再建札)

〔3〕8 a 大坪対馬平章久 (天保9<1838>年11月10日)

44 社司大坪対馬章久・大坪播磨平富久 (弘化2<1845>年10月5日天満

宮再建棟札)

45 供奉式 古瀬常陸藤原成光從者二貞 漆原大学藤原好清同 家原

信濃藤原 (寺田) 同 大坪内記平章久同 幣頭代遠藤遠江藤原恭仲同

（嘉永6<1853>年3月3日佐々布字岡野目大垣御末社宇賀神社遷宮式次第）（『大森神社棟簡雜記』7オ）

46 神主大坪主馬平章久・大坪主水平正久 (安政4<1857>年11月26日惠美須祠新造棟札)

47 神主大坪主馬平章久・大坪主水平正久 (万延元<1860>年4月朔日祇園社御輿修覆札)

〔3〕5 大坪主馬平章久 (文久2<1862>年4月5日)

〔3〕10 大坪主馬章久 (慶応元<1865>年5月28日)

右によると、対馬豊秋・対馬章久・主馬章久の順に一応くに受け取れるが、それ以前の46で既に主馬を名乗っていた。

〔3〕に述べた通り、後大坪家は幣頭の家ではなかった。5の文久2年4月に章久が幣頭（代？）となり、10の慶応元年5月にも勤めた（子の高津も61で幣頭代を勤めた）から、章久の時がその初めだったことになる。

棟札以外には次のようない記録がある。即ち、

48 天保四年出雲国神社巡拝記云

伊志見村 \*

（峰清注） 神主大坪豊秋

\* (豊秋父中書ト云フ 峰清ハ兩人ヲ豊秋ヲ承知セリ)

（『遺考』「伊甚神社」80ウ）

これは「[2]」33 35 37の岡部東平の探訪の案内者を思い起し、父子について注を加えたものであろう。次に、

49 弘化 年穢ニ基アリ其社名神主大坪主馬 \*主馬ハ豊秋対馬

秋久内記章久安頭佐松蔭ナド云フ

奉寄進三社太明神 若連中 (氏名省略、服部)

（『遺考』「伊甚神社」81オ）

主馬の官職名が既に46安政4（1857）年に見えると記したが、49によると、これはさらに弘化（1844~1847）年に遡ることになる。

また、次の50は、年月日を記さないが、章久は対馬の時に前大坪の

大坪播磨（11代、慶応元（1865）年没）と共に恵比須神社（明治初年廢社。『遺考』44ウ）の遷宮を行なっている。46の安政4（1857）年11月の恵美須祠新造棟札の時は主馬を名乗つており、その時の前大坪家神職は、12代正久（明治21（1888）年没）であるから、年月不記の50の遷宮は46以前に行なわれたことになる。

同社の神体は大黒・恵比須の両体であった。彫刻の得意な（旧稿B『宍道氏家系図』74ベ上段）池田造酒重章（即ち、宍道幸雄）に神像を彫刻して貰つたらしく、50にはその彫刻の礼金が記されている。神輿を造酒が先導しているのはそのためであろうか（今日もそうであるように、遷宮の際に他家の神職が加勤に来ることは『大森神社棟簡雜記』によれば一般的慣習であったことが理解できるが）。その他、加勤に対する謝礼も書かれており、生活が伺わされて興味深いので収録した。

## 50 恵比須神社遷宮行列町内練遷宮

前列町白幣持佐神  
布主神  
後宍道幸雄ト云フ造酒重章神輿神大坪播磨  
主大坪対馬後列町白幣持

大國恵比須彫刻礼トシテ銀札二十匁此代鳥目二貫九百文  
神酒二升 酒名桜川

鯛二尾

箱折紙一束

謝礼 一封銀札五匁此代七百二拾五文

（『遺考』「恵比須神社」45オ）

次に、どの程度信がおけるか判らないが、51に峰清は「対馬の時に兩大坪が不和となつて、稻荷社が前大坪の受持ちとなつた。」とも解し得るような一文を書いている。即ち、  
51 \* 故アリ稻荷ヲ以前大坪ノ受持トナリタリト云フ（墨線ニテ抹消……服部）前大坪播磨ト云フ後大坪対馬ト云フ

## \* 「大坪両家ノ仲柄不和トナリ」（峰清欄外注……服部）

『水川神社棟札類写』によれば、稻荷社の棟札類9枚中、最も古い（『遺考』「稻荷庚申両社」42オ）

右の「春久」が誰であるか未考である。父定久の別名であろうか、それとも（兄）弟であったのだろうか。高橋清藏もまだ判らないが、地

〔5〕11の元禄8（1695）年以後明治3（1850）年までの7枚が稻荷社神主を前大坪としている。そして、その後の2枚、明治13（1880）年と明治36（03）年が後大坪を神主としているから、（創祀当初より？）明治初年まで一貫して前大坪が神主となつてゐることが判る。但し、最古の11棟札裏にこの棟札の執筆者を後大坪7代主殿幸久（清久）とするから、稻荷社の行事には本家の後大坪も参加していたと考えられる。

峰清が51で言うのは、そうした協調が章久の時代に行なわれなくなつた、という意味であろうか。しかし、「〔3〕10慶応元年稻荷社再建時には、主馬（対馬）章久が遷宮安座幣頭を勤めて協力している。それとも峰清は、11の如く前大坪の管掌となつた元禄8年の、稻荷社創建時の昔のことを言つているのであろうか。前大坪の「親の方が出た分家」（前稿①18ベ下段大坪併治氏）というのが事実であったのなら、当時相当な事情（不和？）があつて、このことが、峰清の時代まで言い伝えられたと考えられなくもない。しかし、51の一文だけでは、いざれとも判断し難い。

次に、純氏は文書①に「大坪章久」の項を立てて略伝を記している。

52 出雲国意宇郡宍道郷の佐為神社（出雲国風土記にあり）及水川神社の詞官にして、歌学をよくし、国学に秀ず、意宇郡の神主の幣頭として生きをなせり。歌の門人多く歌人として名ありたり。  
(11ウ)

歌人としての活動については、本節に既に引用した『名家伝記資料集成』により、活潑な活動を行なつたことが知られる。その一二によれば、歌を島重老、国学を千家尊孫に学んだとする（引用の著書は未見であるから、確認はしていない）。「〔12〕35の『東平漫遊記』によると、「豊秋ハ高橋清藏の門人春久秋久あり後兩人共春平の門ニ入ル」とあるから、国学を高橋清藏と岡部東平にも学んだらしい。

元の国学者あるいは歌人であろうか。『島根県大百科事典』に高橋清藏の名はないが、国学者の高橋伴蔵の名が見える。東平と同じ頃の人物のようであるから、清藏と同一人物の可能性もある。<sup>(3)</sup>

東平も歌集『堅室家集』<sup>(4)</sup>があつて、国学者として歌も能くした。年次は不明だが、天保か天保をさして遡らない時期（探訪が一度限りであったのなら、36に従えば天保3年8月）に、『出雲国風土記』研究のため（『国学者伝記集成統』の記載を参考）に猪像石・犬像石探訪に訪れた東平に定久・章久父子が宿<sup>(4)</sup>を提供し、また案内もした（34）のは、国学の縁であったかも知れない。右に引用した『名家伝記資料集成』に章久は千家尊孫の門とある。年代的に千家俊信にも尊孫にも学ぶ機会はあつた筈である。35によれば、東平との出会いによって、その門人になつたことになる。

峰清もこの章久について（歌の？）「師」と記している。即ち、

53 由来記ハ高津ノ養父章久カ作ルトコロナリ章久ハ秋久通称ヲ対馬  
主馬安頭佐ノ称アリ和哥ヲ能クス峰清カ師ナリ

（『雜記』63オ欄外峰清注）

54 に記す如く、後大坪家は寺子屋を開いていたから、峰清はそこに学んだことも意味するのかもしれない。

明治維新から式内宍道神社をめぐる論争が大坪両家と宍道家との間に起り応酬を交わしたが、それ以前は狭い地域社会での同職の家同士の間柄故、穏やかな交流もあつたことと思う。

歌人としての活動以外では、前稿①（18ペ段）以後大坪と分家2家（前大坪・中津大坪）が寺子屋教育を行なつていたことを『町誌』より引用し、図②に後大坪の寺子屋跡建物Eのあることを紹介した。このほか同じ『町誌』「教育」の章に章久らしい人物を記しているので紹介する。

54 宮道においては、明治五年七月、学制発布により、大字宍道、大字白石を以つて学区とし、翌年五月二十六日に学校を開き、第4大学区島根県管内第十八中学区宍道小学校と称し、正定寺を

以つて校舎にあてた。

教室はおよそ三十坪、生徒は畳の上で机を用い、教師には藤森和平、助手に大坪阿頭助が任せられた。（17ペ）

正定寺は後大坪の脇（北）を通る水川神社参道を挟んだ北に今も現存している（前稿①図（3）～（6）参照）。右の阿頭助が誤字でなければ、章久には阿頭佐のほかにさらにもう一つの名のあつたことになる。門人をもつ歌人であったのは、国学者としての一面であり、明治に入り教員となつたのも寺子屋を持つ国学者の経歴からであろう。

なお、章久の妻美奴は系図後半部に「松江藩家老坂井氏息女」とあるが、松江藩家老職にも、家老並・中老にも坂井の家名はない（島根県立図書館蔵『雲蕃職制』）。松江藩士中に坂井家は3家、即ち100石に2家、80石に1家ある（同『松江藩列土録』）。このうちの1家を、父母もしくは祖父母等が“家老”と訛伝したのではないか。

〔14〕に述べる如く、章久は養子高津を佐陀神社権神主の宇藤家より、高津の妻八百を出雲大社上官の島家より迎えたが、これは章久の頃後大坪家が比較的豊かであったためであろうか。〔16〕81には八百が「嫁した大坪家の格式が高」かったとある。右の『名家伝記資料集成』の一「大坪章久の項に「島老門」とあるから、歌道が直接の機縁となつていたのかも知れない。

注(1) 『近世人名録集成』第3巻496頁、勉誠社、昭和51（76）年、東京。

(2) 森繁夫編『名家伝記資料集成』第1巻636頁、思文閣出版、昭和59（84）年、京都。

(3) 「高橋伴蔵」生没年不詳。1849年（弘化3）ごろの人。歌人、松江藩士。弘化3年と弘化4年に隠岐代官を務めた。隠岐郡西郷町東町の御崎神社の石灯ろうを寄進していることがわかるが、それ以外は未詳。国学者で歌道にも優れ、伊勢の足代弘訓、大阪の萩原広道と共に当時の隠岐歌壇を指導した。／吉川隆美。』（『島根県大百科事典』下、山陰中央新報社、昭和57（82）年、松江）

る。これに近い寛政12年2月吉日の千家俊信の「梅舎授業門人姓名録」には宍道村に門人名を一切記さない(和田俊正『梅舎授業門人姓名録』覚書)『大社の史話』17号4ページ、杉谷正吉編、大社史話会発行、昭和52年(77)年4月、大社町)。

『国学者伝記集成』岡部東平の項には、

(浜田藩主松平……服部)康爵は遂に竹島事件の責を負ふて同(天保……服部)七年九月陸奥の棚倉に移封(中略、服部)してみると春平の雲石地方に対する関係はまつ天保七年までと見ねばならぬ。(中略、服部)伊藤氏の研究にては春平が出雲風土記研究のため出雲へ旅した時に、本居翁の門人の梅舎千家俊信を訪ねて、その許に寄寓したが、後には門人の乞ひによつて松江へ移つたとある。俊信は天保二年五月七日に死んで居ればこれはそれ以前のことでなければならぬ。(傍点は服部)

とある。定久・章久が俊信と直接関係のあったことを示す記録は未見であるが、私は、俊信の縁で岡部が兩人を訪ねた可能性があると推測する。

〔14〕 13代 高津

大坪家過去帳によると、明治44(11)年11月29日没76才、とある。満で逆算すると、天保6(1835)年生まれとなる(戸籍で確認できると思うが、遠慮した)。妻八百は明治33(00)年3月13日没(64才)。文書④『雜記』所収明治2(1869)年12月両大坪家が神社取調懸に提出した55に「高津親安頭佐」とあるが、文書①系図に「養子綱久高津」とあるごとく、血のつながりはない。55の〇は宍道幸雄の注である。

55 式内宍道神社ハ先般御改之節一冊之社記ニ大意ハ申述候得共

佐々布村神主同村山崎ト申所ニ從来古形ノ仏蹟ト申伝候聊平坦ノ

○曾テ平坦仏蹟ナシ

地有ヲ以宍道神社神蹟ニ附会シ猶其辺本郷ト申唱候ヲ宍道ノ本郷ト名目シ終ニ宍道神社ハ我大森明神ノ合殿ニ祭來候杯怪異ノ説申

出候趣不堪驚愕事ニ御座候(中略、服部)皇國ニオイテ氏神無キ国

柄ハ無御座候事ニテ実以山崎磨社ヨリ大森明神合殿ニ祭來ル事ナラハ上代ヨリ古老ノ有伝聞仕古氏人ノ邂逅ニモ礼拝スヘキヲ八十ノ老人モ是迄不聞及儀殊ニ遷宮ノ節ハ幣頭立合神体動静相改候事ニテ必其主意可申出ラ遠藤速記始高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相勤候得共其儀不申出其上宝曆ノ度ヨリ続テ社号祭神書出候節モ無其儀故官帳ニモ其証ハ無御座儀ト奉窺候然ルニ俄然トシテ此度無謂因面等編立上古ヨリ本宿ノ氏人崇敬仕候一社ヲ附会奉強仕候心中彼是ヲ以深ク御洞察可被下候右社ハ朝廷ニオイテモ祈年御祭奠ニハ關係ノ御社ナルヲ數百年奉秘置何ヲ憚リ是迄口外不致事カ一事トシテ可称挙箇条ハ無御座候猶余事ハ先般ノ書ニ相議省略仕候以上明治二年ノ

己十二月

大 坪 万 寿 男 判  
大 坪 高 津 判

木村藏右衛門様 〔雑記〕17ウ～18ウ。圈点は服部)

幸雄も56に「高津養父安頭佐」と記しており、峰清も「〔13〕53で

高津ノ養父章久」としている。

56 天保三栗原氏三百九十九社記宍道村  
石宮大明神

此時始而宍道村トアリ

右按するニ高津養父(豊秋事……峰清書入、服部)安頭佐より栗原氏へ相頼白石村と出へき所を宍道村と書替る是迄石宮ハ万寿男一人之引受なる事をいとひ相持之中津祇園御崎宝社ニ宍道神社を附会し巧ミ置候事と相見ヘ申候(後略、圈点は服部)〔差出書〕31才

純氏は『系譜』に「大坪高津」の項を立てて次の如く記す。  
57 意宇郡佐太太社の宮司宇藤綱保の子息にして(幼名阿頭佐)綱久と称せしが、大坪章久の養子となり高津と改名す。和歌をよくし、多数の歌をのこし、歌人として知らる。

(『系譜』11ウ～12才。圈点は服部)

これまで見てきた史料には阿頭佐を幼名とする事例はなかった。右

の「佐大大社の宮司」は不十分な表現で、「2」2の「高津ハ佐陀社權神主ノ子ナリ」とするのが正しい。綱久（之の誤認か）の例は未見であるが、綱臣・綱之の字があつた。58が最も古い裁許状であるから、嘉永元（1848）年に正式に神職を継いだ模様である。58の綱臣の綱は本稿巻頭6ペ「宇藤家系譜」によつて、宇藤家で襲用している文字であることが判る。養子となつた後も実家の血脉を文字によつて示そつとしたのであろう。58によると虎之輔の名もあつたことが判る。59慶応

3（1867）年の許状では、隼人を名乗つてゐる。58によると虎之輔の名もあつたことが判る。59慶応

- 58 「大坪虎之輔平綱臣」以外は30と同文。

嘉永元年四月廿一日

神祇管領長上從三位侍従ト部朝臣良方（印）

59 「大坪隼人平綱之」以前は30と同文。

当社祭礼之節可着冠布斎服者所許之状如件

慶応三年四月四日

神祇管領從三位侍従ト部朝臣良成（印）

（59が後大坪家の許状中最新のもの）

次に棟札を年代順に見る。60の寛政6（1794）年棟札裏に「大坪隼人」とある。即ち、

60 神主大坪左京正平筆久・願主大坪左京正（以下無記、服部）・同隼人（寛政6（1794）年12月朔日稻荷大明神鳥居奉獻札）

しかし、「大坪左京平筆久」が『前大坪系図』の9代目神主で、その没年が文化9（1812）年であることから見ると、この「隼人」は高津とは世代の異なる人物である。60の隼人は、これが後大坪の人物である

ならば、時代的に見て後大坪の10代邦久（28裁許状によつて寛政8（1796）年神職継承）か11代定久（30裁許状によつて寛政8（1796）年神職継承）ではあるまいか。これまでのところでは、邦久・定久に隼人の通称は見えなかつたが、60によれば、いづれかが名乗つたことになる。定久は神職を60の時にはまだ継いでいなかつたら、この隼人は10代邦久の可能性が大きいと思う。

高津の最も古い記録は、61の文久元（1861）年の大字佐々布の熊野神社遷宮記録である。また、棟札には62 63 64がある。

- 61 熊野神社

正遷宮行式

文久元年辛酉九月廿八日執行  
(中略、服部)

供奉式  
和田守加賀藤原 従者二員

今岡長門 藤原 同

大坪隼人 平 綱臣 同三員  
(『大森神社棟簡雜記』8ウ～9オ)

62 遷宮安座神官大坪高津執之（明治13（1880）年7月9日道守稻荷社「他の棟札の稻荷社と同社……服部」修覆棟札）

63 神官大坪高津平綱之（明治15（1882）年10月25日客之社再建棟札）  
64 神官大坪為千代綱敬・願主大坪高津平綱之（明治24（1891）年4月16日蚕養國大神社殿勧請棟札）

〔3〕5の文久2（1862）年棟札に「遷宮安座幣頭大坪主馬平章久」とあるから、61の大坪隼人は高津であり、高津は遅くとも文久元年9月28日（61）までには大坪家の養子となつて、綱臣を名乗つていたものと認められる。

純氏は、5ペの系図後半部冒頭に、高津が養子となつたいきさつを記している。即ち、

大坪家ハ大坪章久ニ実子無カリシ為メ血統絶ユ出雲、佐大大社宮司宇藤綱保ノ息子高津ヲ養子ニ迎フ 高津ノ妻八百ハ出雲大社權宮司島重老ノ次女ナリ 故ニ現在ノ大坪ハ宇藤及島ノ血統ヲ引継グモノナリ、

そして、宇藤家と島家の略系図を掲載している。島家は出雲大社の上官である。純氏は「島重老」の項を立てて略伝を記している（9オ～10

オ)が、何らかの参考書に拠つたものと推測されるので、ここでは『島根県大百科事典』から引用する。

島 重老 1792年11月6日～1870年11月20日(寛政4～明治3)

歌人。杵築(現簸川郡大社町)宮内の出雲大社上官島富重の長男で通称巴之助、彈正。名は初め棟重、後に重老と改めた。島家は代々優れた歌人が出て出雲大社の連歌の棟梁家であった。本居宣長の高弟千家俊信について神典、歌学を修めた。また千家長道に二條流の和歌を学び、20歳にして相伝を受けたことは島家に残る古文書に見えている。しかしその後中世の歌風を慕い千家尊孫と心を合わせ和歌の復古を唱道し、出雲地方の歌道の中興の祖ともいるべきである。当時の中央歌壇の知名人との交わりも多く門下生も數十人の多きに達した。また狂歌にも優れ釣冲魚と号した。

(後略、服部)

純氏は「16」に記す通り、自身が歌人でもあつたから、由緒ある出雲大社上官の家の歌人の後裔であることが誇りではなかつたかと推察される。

高津の事績として判明するのは以下の通りである。即ち、65の如く、明治維新前大坪家の万寿男と協同で「祇園両社」のうちの北ノ祇園を冰川神社に(中津祇園を三崎神社に)改称した。そして、その改称に対して峰清は次の如く疑義をさし挾んでいる。

- 65 氷川神社ハ其元祇園牛頭天王ト専称スル社是ナリ神社神職改正(明治六年三月……欄外峰清注、服部)ノ際冰川神社三崎神社両祠掌室道幸雄奉務ス祇園ヲ以冰川ト改称セシハ異ノ祠掌大坪高津大坪万寿男(ナリタリ)按スルニ京都ナル祇園感神院牛頭宝印ノ社ハ東山八坂ノ地ニアルヨリ地名ヲ以テ維新ノ際更ニ八坂神社ト改称アリ官幣中社ニ列セラレタリ故ニ諸國此神ヲ勧座アル祇園牛頭社ハ皆八坂神社ト改称セリ然ルラ東京ニ氷川神社ヲ以官幣大社ノ勅祭トナリタルヲ摸招ノ社号トナシ將タ簸川ノ称ハ氷ノ同音タルヨリ(一名庄原新川)水源簸川ノ(流□新川……峰清加筆、服部)川尻新田幾千町ト

開発セリ何レノ日欽氷川ノ名譽ヲ与ヘント魁首ノ牽強附会タルコトヲ時ノ人之レヲ怪シム

『遺考』「(宍道氷川神社)」32ウ(33オ)

また、文書⑥にも、65と似た峰清の考えが見える。即ち、

66 祇園社ヲ改社名ハ八坂神社ト改ルヲ本例トス當時東京ニ氷川神社ヲ以官幣大社ニ列セラル一一出雲郡ノ庄原川ノ川上ヲ斐川簸川ノ称アリ往年庄原新田ノ拡張ニ附会ノ様見ヘタリ

(『宍道神社公文立証伝記』19オ欄外峰清注)

「8」1921の如く、元禄6(1693)年以前から両祇園社は両大坪家の共同による管掌社で、それが前大坪家の分家に起因するらしいと推測した(21ペ下段)。一般に祇園社が八坂神社と改称されたのに対し、宍道村のそれを氷川神社と改称した意図を、峰清は、官幣大社氷川神社へのあやかり、下流の新川(庄原川)流域に広大な新田を持つ斐伊川へのあやかり(から、この地方の崇敬を集めようとした?)と臆測している。峰清の臆測が当たっているか否かは判らないけれども、65からすると、当時この改称に対しても地元に抵抗感のあったことは考えられる。この改称の「魁首」(65)が両大坪なのか、それともいづれか一方なのかは断定し難いが、維新後氷川神社は形式的には後大坪の管掌社となつたから、一方であれば高津を指している可能性の方が大きいかも知れない。

次に、55の如く、明治2(1869)年(発端は明治元年の神社改めにある)から始まつた、式内宍道神社をめぐる論争の当事者の一人が高津であつた。55に続き、翌明治3年7月神社取調懸に対し、高津は万寿男と共に「宍道由来記」を提出した。67はその(幾?)転写である。長文のため全文を引用できないが、趣旨は次の通りである。即ち、式内宍道神社はもと白石浜の南5丁にあって、後に氷川神社の社山に移した。中古祇園社をこの山に勧請したため祇園二社と称されるに至つた。その一方の中津祇園社は、慶長の棟札には「三崎神社」とあるから、三崎神社が宍道神社に該当する、というものである。○印と( )は峰清の加えた注である。

67 明治三年午七月 是ハ佐田社配下トナリタル時届書中

宍道由来記○(元錄六癸酉八月祇園兩社社司大坪主殿)

○(前)ト云フ意宇

郡宍道町宍道神社ハ祭神大名持命ニテ宍道郷ノ氏神ナル由緒ハ天

平ノ頃本国ノ少領主政ヨリ差出候出雲風土記ノ本文ニ宍道郷ハ郡

家ヨリ卅七里トアリ

(中略、服部)

宍道の氏神と崇敬し三月十四日

花祭と称ヘ祭奠賑々敷御座候趣ノ処中古祇園社を佐々木家ヨリ勧

請アリ、して(中略、服部)

二社となれり

(中略、服部)

然ルニ祇園

社ハ領主崇敬ゆヘ神威日増ニ式内宍道神社ハ其衰微ノ体ニ相成候

(中略、服部)

岸崎ノ風土記解抄ニ宍道ノ上手ニ祇園一社ト有之ト

有ルベキヲ祇園社ノ名ノミ高ク故右祇園二社ト書記されしものなる

ヘシ(中略、服部)

慶長ノ棟札ニ三崎ト記シタル訳ハ今ノ宍道宿ニナ

リテ北津中津西津○(此ハ北中津ノ稱アリ)

ト三筋ニ合レ○(次)竈

モ若干御座候其節三津ノ崎ハ都テ氏子なるゆヘ三崎神社共慶長ノ

頃棟札ニ書記然レトモ元來宍道神社ニ相違無御座候得ハ元錄三年

午十月再建ノ節ヨリ復旧名只今迄宍道神社ヲ申唱無謂社号等相改

候儀ハ於公事不被為成儀ニ御座候得共彼ノ節御糺ニ相成再応ノ書

類等數々御座候趣申伝候處高津家五十年前焼失仕右様ノ書類ハ勿

論往古ヨリ伝來仕候系図等ニ至迄不残灰燼仕候(中略、服部)

宍道神社ハ小社ニテ聊ノ莊嚴モ無御座水川神社ニ比須ヘキ社ニハ

無御座候得共宍道村白石村唱來ノ氏神ト崇敬仕候事共眼前ノ究

理ニ拘ハラズ(中略、服部)

自然ノ人情御勘察被下置候得ハ明白ノ儀

ト奉存候

明治三年午七月

○(村社) 水川神社(兼) 三崎神社(両相職)  
○(同) 水川神社(同) 三崎神社(両相職)  
大坪万寿男 判

(文書⑥『三崎神社沿革』10オ)

しかし、一方では同時に前大坪だけで古来管掌して来た石ノ宮神社

を前大坪の万寿男が式内宍道神社として申立ててあるから、右の5567の如く、万寿男が高津と連名で重ねて三崎神社を宍道神社として申立てることは矛盾する。そのためであろう、明治3年7月を機に三崎神社は高津のみで申立てることに変更した模様で、『遺考』に峰清の次のようなメモが記されている。

68 明治三年午七月大坪万寿男独願孤立

白石村石宮大明神ハ宍道神社ナルト云々

一白石村石宮神社祠掌大坪万寿男独立受持ノ社ニシテ大坪高津ト

分離終ニ乙ト三社ノ申立トナル  
大森神社  
石宮神社  
佐々布  
白石村  
三崎神社  
宍道村

二(大坪万寿男)旧代大坪万寿男社務勤続近世來待村吉瀬秀千代社掌ト  
ナル

『遺考』(『三崎神社』38オ)

次の69明治14(1881)年の社寺明細帳の写しに加えた峰清の注によると、三崎神社は明治14年時にも高津一人が祠掌となつており、明治3年7月の分離はそのまま続いていた模様である。

69 ( ) 内は峰清の注記

明治十四年社寺明細帳

島根県管下出雲国意宇郡宍道村字猪道山(右イセノ山)(尼僧ノ名ナリト  
左雲松寺山)

云々)

(無格社) 三崎神社

一祭神 大己貴命(旧祇園二社ノ相職タル祠掌大坪高津)

一由緒

当社ハ式内宍道神社ニテ上代ヨリ当村ニ鎮座ス社地追々

沿革アリシカ中昔龍臥山ヨリ今ノ社地三崎又ハ猪道山トモ云地ニ

移シ奉ル故ニ三崎神社ノ称一時記載ストイヘトモ元錄年間ヨリ社

号旧ニ復シ引続棟標ハ宍道神社ノ称顯然タリ宍道町村白石村三

百四十七戸二百五十戸ノ大產土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕

來シ事棟札ニ明白ナリ然ルニ旧藩神社御取調ノ際隣村神官ヨリ社

論ヲ發シ社号未タ定マラサルヲ以テ仮リニ三崎神社ト称ス(後

略、服部)

(文書⑥『三崎神社沿革』10オ)

両大坪の職掌に關し、明治6（1873）年に注目すべきことが起つて  
いる。即ち、峰清作成の『猪岩靈巖 赤子岩二抱岩大小 烏帽子岩名記簿  
宍道家書藏』（前稿①の使用文書解説に未収録。奥書に明治三十七年  
2月6日本鱗道人（峰清の雅号）の記がある）の6才～9才に、明治6年3  
月附で宍道幸雄が島根県より宍道村氷川神社祠掌を申付けられ、同年  
3月12日附で坂口神社、明治6年3月と同7年2月12日附で伊甚神社  
祠掌を申付けられた書類の写しがある。

それまでは、氷川神社は両大坪、坂口神社は前大坪、伊甚神社は後  
大坪の管掌社であった。幸雄は明治5年3月12日・同6年3月・同7  
年2月12日附で大森神社祠掌を申付けられているから、これにより水  
川・坂口・伊甚の3社も兼務したことになる。さらに、『遺考』による  
と、

70 明治六年三月（以上峰清頭注）神社神職改正ノ際氷川神社三崎神

社両祠掌宍道幸雄奉務ス  
（『遺考』「氷川神社」32ウ）

とあるから、幸雄は加えて三崎神社も管掌することになった。70では  
その理由を「神社神職改正」にある如く記している。

右の『猪岩靈巖』の文書9オに、大教正千家尊福から明治6年1  
月20日附で幸雄は「教導職十四級試補兼務申付候事」とされているこ  
とによると、少なくとも右の明治6年度の4社の移管について、神  
職の公的資格についてなんらかの問題があつて、幸雄が一時的に（名  
目的に）高津（および万寿男）の肩代りをしたのではないかと推察され  
る。「15」78によつてもその一部は裏づけられる。もつとも、明治7年  
の伊甚神社の移管については、「15」78に「明治三十九年度奉仕ノ神  
職」として、伊甚神社神職に宍道峰清を記すから、明治7年以降も引  
き続き伊甚神社を宍道家が管掌していた可能性がある。

神職としての高津の名は67の明治3年後も引き続き見え、71 72 73 お  
よび前掲62 63 64 69に見える。71の『明細帳』は旧稿C 146ペ上段12・13  
行目の如く、明治13・14年頃作成されたものと見られるから、71＊の  
峰清注の「此時」とは明治13・14年頃を指すのであろう。

71 島根県管下出雲国意宇郡佐々布村字森山

（祭日届済十月廿三日）

民 部 神 社

\*此時社掌大坪高津

一祭神 月夜見命

\*古来宍道家神主タリ

（以下略、服部。\*峰清注）

（明細帳）「佐々布 民部神社」69オ

明治14（1881）年の、恵比須神社（宍道町字北津上手側）の祭神を蛭子  
から大國主・事代主命に訂正する願書にも高津の名が見える。即ち、  
72 明治十五年四月十四日 意宇郡宍道町恵比須神社受持神官

大 坪 高 津

島根県秋鹿意宇郡長千家尊賀殿

前書之通相違無御座候也

意宇郡宍道町村手伝人安立藤太

明治十四年四月十四日 〔明細帳〕「宍道 恵比須神社」44オ  
次の73明治17年三崎神社を宍道神社に復称する願書にも、高津名が  
見える。これによると、明治3年7月の三崎神社の後大坪との分離が  
実行され、三崎神社を管掌する大坪万寿男の退職後は高津が管掌して  
いたことが知られる。

73 ( ) 内は峰清の注記

（明治十七年十二月七日）社名復旧願

出雲国宍道村字猪道山三崎山トモ云フ鎮座（猪道ハ新ラタニ名表セ  
シヤ）

雑社 三崎神社 祭神大己貴命

（中略、服部）

明治十七年十二月七日 出雲国意宇郡宍道村町人別総代人

百四番地平民小豆沢金一郎 不在無判

六十番地平民小田林左衛門 判

九十四番地平民木幡久右衛門 判

神官二十六番地大坪 高津判

島根県令藤川為親殿

前書之通相違無御座候也宍道村町外二ヶ村戸長小豆沢猪一郎 判

『三崎神社沿革』11オウ

右の「神官二十六番地」は大正7年の後大坪の住宅即ち現在の秦忠男氏の住宅の番地、1693ノ2番地と番地が異なっている。秦武男氏によると、「秦氏宅附近に26番地はなく、秦氏宅の東の裏山（民有地）は1600番台、水川神社は秦氏宅の北の正定寺からの統計で858番地だから、高津宅がなぜ26番地か判らない。」と言われる（平成9年5月18日談話）。何か事情があつて一時26番地に寄寓したのであろうか。

稻荷社・客之社兩社は、初出棟札以来前大坪の管掌する社であつたが、高津の名が見える右の棟札62（明治13年・稻荷社）、63（明治15年・客之社）によれば、高津の代に後大坪の管掌となつたことになる。前大坪家に何らかの変動が起つたのであろうか（『古代文化研究』6号統篇第2章〔13〕参照）。

64は蚕養國神社を高津を願主として明治24年に建立した棟札である。時の神官は子の大坪為千代となつてゐるから、當時高津は神職を為千代に譲つていた模様である。

秦武男氏によると、前稿①地図(1)4（灰色メッシュ）の東にある現在の日新林業（ベニヤ工場）は元佐藤製糸工場（前稿①図(5)(6)に描かれている）であつて、この社は同工場が最も繁盛した時に、水川神社境内に建立したものである、という（平成9年9月1日談話）。勧請は別の棟札記74によれば、遠く福島県からであった。民俗学的な見地からも興味深いので左に全文を掲載する。

74「表」

神官大坪為千代綱敬

奉勧請建立蚕養國大神社殿一字願主大坪高津平綱之

世話人木幡善蔵  
清水貞兵衛

〔裏〕

天長地久木工

（總棟梁）

大阪甚八木挽新田儀右衛門

伊藤慶藏種田惣兵衛

維時明治廿四稔四月十六日

養蚕安全

伊藤才藏

三島秋藏

〔別札〕

大坪綱敬謹誌

蚕養國神社は福島縣岩代国北会津郡若松蚕食町に鎮り座す延喜式内の社にして祭神は則ち宇氣母智神にまします故に同地方養蚕家の信仰篤きのみならず各養蚕の盛なる地においては大神の靈を勧請奉り蚕桑の安全と成育とも祈禱し奉るとなん申しける茲に父綱

之おもひけらく当地方も年を追ふて養蚕の業開けゆく盛運に際しければ大神の靈を勧請し奉り大神の恩頼を蒙りて養蚕培桑製糸の業を最も最も安全に守護し賜はらんと、依て當地の熱心家木幡善蔵清水真兵エの両氏に議りければ同氏当郷に信仰の念を起し飽まで奔走尽力せんと申されける是を以て父綱之同氏等と近郷の養

蚕家に就き応分の義捐を乞ひ今回余が郷内に鎮守の一小祠を建立し即ち大神の靈を鎮め奉る今も往先も諸の養蚕培桑製糸なす人々の從ふ業を常に安寧に家門を称増富榮え志め給ひ夜となく昼となく守り幸ひ賜はん事を只管に乞祈奉らんとす故是に敬理由を志るし置もの也（奉武男氏と服部の判読できない箇所を、宍道町の郷土史家石富寅芳氏のご教示により翻字した）

『町誌』によると、佐藤製糸工場は佐藤久兵衛（7代）が明治22（1889）年創立（現宍道郵便局附近）、明治28年8月現日新林業の地に移転して規模を拡大（大正14（25）年が最盛期・昭和8（33）年操業休止）した（26～28）から、この社は同製糸工場の発展途上に創祀されたことになり、棟札の文意とも叶う。佐藤久兵衛の名は棟札にない。秦武男

氏によると、佐藤九兵衛は地主で、木幡善蔵・清水真兵衛（共に宍道町

の人だが、現在のどの家の人物か判らないという）が工場に関係する世話を人であろう、と推測せられる。

右の「余が邸内に鎮守の一小祠を建立し」は、秦武男氏によると不審の由で、「当時後大坪の邸は不如意により既に縮少されていた（〔16〕81と合致。現在の秦氏宅の広さに相当）から、この小祠（当初から祠の大きさは土台を入れて高さ180cm位で、氷川神社境内の天満宮よりも大きい）を邸内に建てる場所はなかった筈で、氷川神社境内に祀つたのをそのよう

に表現したのである」と言われる。同祠は土台から腐っていたため、平成6（94）年10月9日氷川神社の遷宮（屋根替えのみ）に際し、全部新築した（平成9年11月11日談話）。

『大森神社棟簡雑記』を見ても、時代と共に様々な神社が創建され来てあらうことが推察されるのであるが、この蚕養国大神社の創祀も、明治に入り国家的に推進された製糸業の興隆の機運に乘じた神職の活動によることが理解できる。

その他高津の代での出来事と思われることに、「8」21の元禄6（1693）年の初出以来後大坪が管掌して來た身武智神社（旧称御内大明神）が、明治9（1876）年に大字白石に住む神職古瀬秀千代の管掌となつたことがある。即ち、

## 75 履歴書

意宇郡来待村大字西来待百三十八番屋敷

士族古瀬貞澄長男

同郡宍道村大字白石八十九番屋敷ノ二寄留

古瀬秀千代

当明治廿七年十一月

三十九年十一ヶ月

（中略、服部）

一 明治九年十二月廿三日島根県庁ヨリ意宇郡宍道村大字白石村  
社石宮神社祠掌兼同村身武智神社坂口神社祠掌拝命

（中略、服部）

一 明治廿六年一月十二日島根県庁ヨリ意宇郡宍道村鎮座村社石

宮神社同村鎮座村社身武智神社同村鎮座村坂口神社祠掌繼

続ノ件認可セラル

右之通相違無之候也

明治廿七年十二月

古瀬秀千代 （印）

（文書⑫『社掌候補者推薦書』）

これによると、この管掌の移行は右の『猪岩靈巖』および70の氷川神社・（伊賀神社）・三崎神社祠掌が一時に宍道幸雄に移ったのは異なり、明治9年から続いて明治26（1893）年以降も継続したことが判る。身武智神社は平成9年現在に至るまで古瀬家の管掌となつているから、明治9年高津の代で元禄6年（以前？）から続いて来た慣習が終つたことになる。その原因を記した文書は未見である。維新による変動で神職に力を割けない事情が後大坪家にあつたのであらうか。

高津の神職として以外の活動の記録は未見である。高津は佐陀神社権神主の子であり、その妻八百は出雲大社の上官島重老の娘であったから、高津の代で家格意識は一層高まつたものと推察される。その生活振りの一端を後述「16」81に紹介する。こうした生活感覚は庶民のそれと隔たりがあつたであらうから、明治維新は後大坪家に打撃であつたであらう。大坪併治氏は、

後大坪の人から聞いた話では、宍道神社（北ノ祇園社、即ち後の氷川神社の誤りではないか……服部）は、江戸時代には松平藩から尊崇され、その庇護を受けて裕福だったが、ご維新以後藩の援助がなくなつて苦しくなつた由（『前大坪書翰』②）

大坪八重子氏も、「夫義之から、父（為千代）が祖父（高津）が浪費によって家を傾けた、と聞いた。」（平成9年5月31日談話）と言われるところからすると、維新前の経済感覚と維新後の生活実態との落差を埋

めることができずに困窮した類例かも知れない。

大坪併治氏は、「現在秦家の裏山に、もと後大坪の墓地があつて、立派な墓石が立つていましたが、その一つに「高津」の名が刻まれていたように記憶しています。」(『前大坪書翰』①)と言われる。この墓地は

前稿①の図②の左下、氷川神社境内西南に接している。大坪八重子氏によると、義之氏が存命中若十の親戚と共に訪れ、秦氏立ち合いのもとに発掘火葬し、遺灰を昭和59(84)年12月19日高槻市公園墓地内の新たな大坪家の墓に改葬せられた。従つて、秦家裏の後大坪の墓地は存在しない。しかし、その地所は現存し、整理後の墓石と台石とが2箇所に分けられて積み上げられている(平成9年8月11日現認)。秦武男氏は、これらの石塔の中に高津の塔もあり、氏の記憶では石塔が2尺、台石が1尺位の高さであったという(平成9年8月11日談話)。

注(1) 46丁、墨附43丁半。半紙判の拷紙のはかに、頭書の欄のある太い黒野線入りの用紙、明治時代に印刷された青黒線入りの用紙も用いた雑多な体裁である。奥書に「明治三十七年二月六日木鱗道人」(宍道峰清の雅号)とあるけれども、明治37年以前の記録、明治38・39年および大正元・2年の記録も見えるから、全部が明治37年2月6日に成ったものではない。

〔15〕 14代 為千代

高津の長男で純氏の父である。大坪家過去帳によると、生年無記、大正4(15)年1月9日没54才である。満て逆算すると、文久元(1861)年生まれとなる(戸籍で確認できる筈だが、遺慮した)。文書⑭『氷川神社棟札類写』から為千代を擧げると左記の如くである。

〔14〕 64 74 神官大坪為千代網敬

(明治24(1891)年4月16日蚕養園  
大神社勧請建立棟札)

76 「表」

神職 大坪為千世平綱敬

奉修覆天満宮祠宇 本願小田猪藏 藤原信義

今上皇帝陛下萬々歳

〔裏〕

干時明治三十五年五月吉祥日遷座 大工 伊藤源次郎

伊藤吉三郎

本年菅公逝去アラセラレシヨリ一千年ニ相当スルヲ以テ遷座ノ

后該紀念祭ヲ執行ス

77 神職大坪為千世平綱敬 (明治35(02)年5月吉祥日天満宮修覆棟札)

78 神職大坪為千世平綱敬 (明治36(03)年10月3日稻荷神社本殿修覆棟札)

右によると、実名為千代を為千世とも書き、綱敬の字のあったことも判る。74により遅くとも明治24年には神職を継いでいた。そして、78により明治39(06)年にも神職であったことが判る。78は「8」21末尾の諸社の欄外上に記した峰清の注である。

78 明治三十九年度奉仕ノ神職(この一行原文横書き……服部)  
身武 古瀬秀千代  
高宮坂口 佐為 大坪為千代  
伊甚 宮道峰清  
〔遺考〕(佐為神社)23才  
78によれば、「8」2021「9」24の如く、元禄の初めより後大坪が祀つて来た伊甚神社が宍道家に移っている。このことは「14」に述べた(34ページ上段6行目)明治7(1874)年2月12日(幸雄)以来続いていた可能性がある。そして、その後も「9」26末尾に「明治四十四年二月十一日(中略)服部)伊甚神社々掌宍道峰清」とあるから、明治39年以降も引き続いていたことが判る。明治7年の移管は右述の明治6年の「神社神職改正」と同時期ではないから、神職の資格とは別の原因があつたことも考えられるが、原因について具体的に記した記録は未

見である。次の79によれば、為千代は松江師範学校卒業後教職についていたから、神職の兼務が多忙であったためであろうか。なお、明治7年当時、父高津は39才（数え）だから、余力はあった筈である。

為千代の神職としての事績の記録は乏しく、右の76-77の棟札以外には未見である。為千代の代で活動が沈滞したのである。74の別札によれば、蚕養国大神社の勧請を発起したのは為千代でなく、高津であった。一方、76の天満社は創建以来の棟札は揃っておらず、76を含めて2枚のみであるが、これによると、76以前の棟札（弘化2〈1845〉年神無月）では前大坪の管掌であった。それが、76の為千代の代では後大坪に移っている。既に述べた如く（35ペ段11行目）稻荷神社と客神社もまた創建および初出棟札以来前大坪の管掌社であった。それが、既に高津の代で後大坪に移っているから、維新後前大坪に神職に専念できなくなつた事情があり、それが為千代の時代にも続いていたのであろうか。

文書①『系譜』系図後半部によれば、為千代の妻「たるの」は現大原郡木次町日登の神官玉木巖之助の娘である。旧稿B『宍道氏家系図』及び旧稿B79ペ注（12）でも、江戸時代から明治にかけては神職・医師・検校の家同士での通婚・養子縁組が行なわれていたことが知られる。後大坪の場合、記録に見えた限りでは高津・為千代の2代が同様である。また、為千代の姉「いわ」は現斐川町の「直江神官」金築勇の子盾夫に嫁いでいる。為千代の弟鉄三郎は現出雲市朝山町（『系譜』14才による）の医師勝部頤曹の娘「ため」と結婚し、勝部を名乗つている（同系図）から、養子に入ったのである。なお、勝部頤曹の妻「まつ」は、右の「直江神官」金築勇の娘である。

純氏は『系譜』に「大坪為千代」の項を立て略伝を記している。即ち、

79 高津の長男にして別名綱敬と称す。松江師範学校別科を卒業し、神官のかたわら八東郡宍道小学校の校長を兼務す。和樂をよくし、ヒチリキの吹奏すること上手なりき。又和歌をたしなみ短

冊を少しのこし居れり。書をよくす。（12才）

右により、章久・高津・為千代と歌人の系を引いていることが判る。ヒチリキについては、当時地元の文人達が雅楽の同好会を持つていたから、為千代はその一員であったのであろう（『町誌』475頁）。

『町誌』の「教育」の章「宍道・来待の歴代学校長」の項に、「大坪為千代 十七・一・十八・五」（17ペ）とあって、明治17（1884）年1月から同18年5月の1年4ヶ月の間宍道村小学校の校長も務めた。寺子屋の家職の伝統を継ぐものであろう。「16」80によれば、明治40（07）には、教職を退職していた。なお、妻多留乃（系図では「たるの」）は昭和14（39）年11月20日没（76才）である（過去帳）。

## 〔16〕 15代 純

純氏自身は『系譜』に自己の略歴を記していない。そのため、氏の長男故義之氏の夫人八重子氏、および大坪併治氏からの聞き書きが、ほとんど唯一の資料となる。即ち、

80 明治25（1892）年10月16日生、昭和50（75）年10月29日没、満83才（過去帳）。明治40（07）年（満14才）宍道村尋常高等小学校を卒業後、直ちに祖父高津に伴われて東京に出た。父もしくは祖父（義之氏の言でははつきりしなかったという）が浪費して家が傾いていたことと、父為千代が校長（〔15〕末によれば一時期であるから、「教職」であろう……服部）を退職して収入がなかつたためである。

そのため、純は、明治40年4月千代田区の私立錦城中学校に入学し、苦学の道を歩んだ。

徵兵検査で宍道に戻り、大正元（12）年（数え20才）松江歩兵第63連隊に入隊。除隊後、為千代は純に神職を繼がせるべく職掌を教えたが、ほどなく大正4（15）年1月54才で没した。純は、神職だけでは生計が立てられないと考え、大正5年7月家を疊み、母を伴い大阪に出て会社員となつた。主たる職場は東京だった。

(大坪八重子氏平成9(97)年5月31日談話)

大坪併治氏は、「純氏は大阪に出てサラリーマンをしながら、趣味の短歌誌『麦門冬』<sup>④</sup>を編集したりしていましたが、離れていると次第に疎遠となつて、いつしか消息が分からなくなつてしましました。」(前大坪書翰)<sup>④</sup>とせられる。八重子氏によると、確かに純氏は『前大坪書翰』<sup>④</sup>とせられる。八重子氏によると、確かに純氏は『麦門冬』<sup>④</sup>を編集しておられたという。

『系譜』には、所々自作の短歌(合計8首)も挿入している。歌風は現代風の個性の強いものではないけれども、流麗穏和なものである。その冒頭と末尾の歌は次の如くである。

武士なりし祖先をおもふ 純

山虚し風地に落ちて芦群の

そよぐかなたに凍る川原 (5ウ~6ウ)

年を経し古きいらかのたたずまい

消ぬがに残るわれの心に (18オ)

これらの歌は相当な達筆の草体で認められており、書にもかなり力を入れていたことが判る。述べたように、章久・高津・為千代と代々歌も良くし、父為千代は79の如く、書も上手で短冊が純氏の許に残つていたとあるから、父親譲りであったことになる。為千代は雅樂もたしなんだ趣味人であったが、その血脉が純氏に受け継がれていることを実感する。

八重子氏は80の談話では、大阪に出た理由を「神主を継ぐのがいやで」(義之氏の言?)とも言われた。心情的な問題もあつたのであれば、こうしたことは青年にありがちなことである。しかし、郷里を出た詩人肌の純氏からは、右の歌の如く、絶えず郷里とその実家への深い郷愁が去らなかつたものと察せられる。そして晩年に及び、さらにその念が強まり、『系譜』の作成を思い立つたのである。

長い会社員生活で歴史の研究まで力を注ぐことは出来なかつたようで、『系譜』は主に氏の親族からの話と、既述(第1章)の如く、参考書類で作成したものと推察される。純氏は祖母の没した時に満7才、祖

父の没した時に満19才、父の没した時に満22才、母の没した時に満33才であったから、大坪併治氏とは反対に(前稿①18ペ<sup>上</sup>(下段)実家について聞く機会が多かったのではないかと考えられる。また、それらの年令からすると、よく記憶に止まつたものと推測される。前稿①図(2)の詳細な「旧大坪邸宅」は述べた(前稿①22ペ<sup>注</sup>ヘ1)如く、氏の記憶と聞き書きとによって描いたものである。

「旧大坪邸宅」および前稿①図(5)(6)「大正元年頃の宍道」の詳細には、右の和歌と同様に純氏の実家と郷里に対する深い愛着の念が滲み出ており、氏には心ならずも宍道を去つたという思いもあつたのではないかと推測される。「大正元年」とは、満14才という多感な時期に家族と別れ上京し、その後松江の連隊へ入隊するために5年振りに故郷に戻つた時である。この絵は、その後満23才で大正5年宍道から転出するまでの間に氏の脳裏に刻ざまれた宍道村の山河であつたろう。

転出する際に神社関係の文書がどれ程残されていたかは明らかではない。「14」<sup>67</sup>に「高津家五十年前焼失仕右様ノ書類ハ勿論往古ヨリ伝来仕候系図等ニ至迄不残灰燼仕候」とあるものの、此度(平成9年7月)文書<sup>15</sup>『正久御影』とそこに記された系図、9代『風残寿翁御影』、文書<sup>16</sup>『裁許状』、「延享二年丑六月十八日大守宗衍公始而御目見得候為御時之次第」(本文書のコピーを島根県立図書館に寄贈した)が大坪八重子氏宅に残されていることが判つたから、火事の事実はなかったか、これらが火事から助け出された文書(の一部?)となる。『系譜』系図後半部の「宇藤家系譜」の注に「正確ナ系譜ハ数十年前祈禱場倒レシトキ紛失」とあるから、ほかにも文書のあつた可能性がある。ともかく、右述の文書が後大坪家に残されていた總てならば、純氏は残されていた神社関係の文書の全部か一部を持って転出したことになる。

純氏はこれらの文書のうち、主に文書<sup>15</sup><sup>16</sup>を基本として、足りない所は図書館に通うなどして補い『系譜』を作成したのである。神社関係について自家の古文書を引くことが全くない点からすると、それ

らはほとんどなかつたのかもしない。本格的な学問に触れていないためと文学的な性格からか、「1」道禅「2」一之「3」外記大夫には参考書の鵜呑みや空想を混えたと思われる所が見られる。しかし、知見のある範囲（特に系図後半部）については網羅的熱心さが伺われる。

ともかく、純氏の保存した文書<sup>15</sup><sup>16</sup>と氏の作成せられた文書①とによって、宗道家の諸文書と『氷川神社棟札類写』だけでは復元できなかつた後大坪家の系譜が、不完全な部分（2代次久・3代久吉）を残しながらも復元できた。純氏の弟饒は、『系譜』によると現平田市の伊野小学校教諭であった（13ウ）が、大正7（18）年8月4日24才で没した（同裏表紙裏追記附箋〈野紙〉）。妻喜代子は、勝部鉄三郎の次女。母多留乃の没年は「15」末尾に記した。

終りに、純氏の幼少時代の後大坪家の生活の思い出を81-82全文紹介し、後大坪家の考察を終えることにする。81は1と一部重複するが、名門から養子と嫁を迎えた出雲地方の神職家の明治期の生活振りの一端と正月行事とが活写されており貴重である。なお、文中の「出雲の国に五百年続いた神官の家」は如上の研究では裏づけられない。82は正月行事の「土蔵開き」から始めて当時の蕎麦食の習慣を述べている。なお、『系譜』の本文はこの82で終了する。

81

### わが幼年の頃の大坪家 純

出雲の国に五百年続いた神官の家であつたから、ずっと古いしきたりが我家にあつたことは、古いものゝ良さとゆかしさに、限り無い郷愁と意義を感じてゐたことゝ思ふ。私の幼年の頃は、もう大坪家の財産もかたむいて、大きな屋敷も縮少されてゐたが、家の古いしきたりはまだ残つてゐた。祖母の八百<sup>ハチヒ</sup>は着物を裾を引きずるように着て、出入り人はそばへ寄れない威厳をもつてゐた。まるで大名の奥方のようであった。祖母の生れが出雲大社の権宮司の家であったのと、嫁した大坪家の格式が高いので、このようになつたことゝおもふ。私の母など外出の時、祖母に手をついて許しを乞うとき、祖母の声がかゝるまでは、頭を上げること

が出来なかつたことを、私は子供ながら、何といふ窮屈な格式ばつたものよと思つたことを覚えて居る。

正月のわが家の行事は、なか／＼きびしかつた。元日暗いうちに祖父や父が氏神の氷川神社に参拝して帰つてから、床の間の大家神の軸をかけ、その前に家長以下着座した。元日の朝の食膳に向うときは、食べるといふことよりも、むしろ儀式的な色彩が濃厚であつた。

うらじろ、ゆずり葉、神葉草、で巻いたダイダイ、昆布、勝栗に、黒豆と、つるし柿を飾つた三宝を、先ず家長がうや／＼しくいたゞき家族が次々にこれに習うのである。そうして“明けましてお芽出とうござります”と皆が新年の挨拶をしてから、金色の家紋、剣花菱のついた三つ組の朱盃に、男蝶女蝶のついた鉄の銚子の御神酒を注ぎ、家長以下それをいただいて儀式がすむのであつた。

儀式がすんで、直会の膳が二膳づゝ運ばれる。一の膳は高膳でうらじろゆずり葉、その上に白紙を敷き、お雑煮を入れた剣花菱の家紋つきの黒ぬり碗と、鮒の切身の入った碗が置かれ、二の膳は低い膳で家紋のついた蓋つきの黒ぬりの飯碗と、数の子、煮豆、むすび昆布など入れたこれも黒ぬりの碗が置いてあつて、一の膳の雑煮がすんで二の膳の御飯をいただいて元日の朝の食膳は済むのであつた。

この黒塗りの腕はみな剣花菱の家紋が金色にかゞやいてゐて、それぐ家庭のきまりのもので、箸などでも本人のものが箱膳の中に入れてあり、碗は大人と子供との大小の区別がしてあつた。私は子供のとき、この家紋のついた黒塗りの碗が好きで、正月のくるのが楽しみであったが、いつのまにかなくしてしまつたことを惜しい気持がする。

後年私の母が、この儀式をいつまでも固執してやらして居つたが、時々前後をまちがへながら、元日早々から口やかましく家例

をやらしてゐたのには閉口してゐたものである。

新らしい世代になつて、このしきたりも廃止し、自由な元日を迎へることになったが、考へてみると、この古いしきたりも、瑞氣溢れる飾り三宝と、素朴な膳は、家運の隆昌と瑞祥とを祈願する遠い祖先の神に任へる生活が偲ばれて、万ざらわるい行事ではないものと私は思つてゐる。

古きこと心の底に残りつゝ

明治は遠くなりにけるかも

(15ウ～17ウ)

82

土蔵開きとそば

古い私の家には土蔵が三棟位あつたらしい。図面（前稿①図〈2〉D……服部）には一棟しか書いてゐないが、他の二棟の位置を聞き忘れたので書かなかつたまである。

正月には、縁起をかついで土蔵開きをし、そばの割子を積み重ねて、家中の者が食べて祝つたものである。この土蔵には年貢米が沢山積んであつた。

このそばは出雲ではどこの家でも、手打ちをしてよく食べる、出雲そばと云つて都會でも有名である。私の父為千代は殊の外そばが好きであった。割子のそばを二十杯位は平気でたいらげてゐた。宍道の氏子の家で、日待といふ神事を正月にやり神主に拝んでもらつてから御馳走を出すが、旦さんはそばが好きだといふので、必らずこのそばの料理を出すことにしてゐた。父にはこのそばのあるまいが何よりの馳走であつたらしい。

宍道のまちの風呂屋（銭湯）では、そば屋を兼業としてゐたから、お客様が風呂から上るとそばを食べて帰宅することにしてゐた。私は若い頃、そばを食べると色が黒くなるといふのであまり食べなかつたが、そばは胃によく血圧によいといふので、年を取つてからは、うどんより、そばが好きになつた。出雲で親戚にゆくと、先ず餅をついてくれて、手打そばを御馳走してくれる、これは出雲の昔からの風習であるらしい。

(18ウ)

『古代文化研究』6号に続く  
平成9(97)年12月1日受理  
(続)